

キャピタル損害保険の現状 2025



はじめに

このたび、当社の経営課題への取組みおよび事業活動の現状をわかりやすくご説明するために、ディスクロージャー誌「キャピタル損害保険の現状2025」を作成いたしました。本誌が当社をご理解いただくうえで、少しでも皆さまのお役に立てば幸いと存じます。

ごあいさつ

平素はキャピタル損害保険に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は三菱HCキャピタル株式会社と損害保険ジャパン株式会社の共同出資による損害保険会社として、1994年の創業以来30年以上に亘り、祖業であるGLTD（団体長期障害所得補償保険）を主力商品に据え、企業経営者ならびに従業員の皆さまに安心をお届けしてまいりました。最近では、日本人の1/2が一生涯のうち一度は罹患すると言われていたがんを発症した場合の収入損失に備える「がん治療と仕事の両立支援保険（がんのみ補償特約付 就業継続支援保険）」も多くのお客様にご採用いただいております。この「両立支援保険」は当社の独自商品であり、発売以来お客様や代理店の皆様にご好評をいただいております。

また、当社はLTD以外にも企業の事業活動に伴う損害を補償する保険として、取引信用保険や約定履行費用保険なども商品ラインナップの中に取り揃えております。さらに、ここ数年ニュービジネスとして再保険事業にも注力し、引受契約数も順調に増えております。これらの取り組みにより、当社は2023年度から2期連続で収益目標を達成しました。

当社は今後も企業の健康経営や福利厚生制度の充実及び働く人々へのご支援、更にはお客さまを取り巻くリスクに対する的確なソリューションを提供し続け、三菱HCキャピタルグループの一員として、ステークホルダーのご期待に応え続けていきたいと考えております。

そのためにも全役職員のコンプライアンス（法令遵守）徹底を最優先としながら、お客さまに「変わらない安心」をお届けできるよう、常に時代に適した商品・サービスの提供に創意工夫を積み重ねてまいります。これからもより一層お客さまや代理店の皆様とのコミュニケーションを大切に、一緒になって問題を解決しながら、お客さまにとってのオンリーワンの保険会社として成長していくことを目指します。今後とも益々のご支援、ご愛顧を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。



キャピタル損害保険株式会社
取締役社長

坂口 智也

【三菱HCキャピタル】

[経営理念]

わたしたちは、アセットの潜在力を最大限に引き出し社会価値を創出することで、持続可能で豊かな未来に貢献します。

[経営ビジョン]

- ・地球環境に配慮し、独自性と進取性のある事業を展開することで、社会的課題を解決します。
- ・世界各地の多様なステークホルダーとの価値共創を通じて、持続可能な成長をめざします。
- ・デジタル技術とデータの活用によりビジネスモデルを進化させ、企業価値の向上を図ります。
- ・社員一人ひとりが働きがいと誇りを持ち、自由闊達で魅力ある企業文化を醸成します。
- ・法令等を遵守し、健全な企業経営を実践することで、社会で信頼される企業をめざします。

[行動指針]

- ・チャレンジ : 未来志向で、責任を持って挑戦する。
- ・デジタル : デジタルリテラシーを高め、変革を創り出す。
- ・コミュニケーション : 対話を通じて相互理解を深め、社内外のステークホルダーと信頼関係を築く。
- ・ダイバーシティ : 多様性を受容し、相互に尊重する。
- ・サステナビリティ : 人・社会・地球と共生し、持続可能な世界を実現する。
- ・インテグリティ : 高い倫理観を持ち、絶えず基本に立ち返る。

【2021年4月 1日制定】

【2022年5月16日改定】

【キャピタル損害保険 経営ビジョン】

今日の安心、明日も安心、ずっと安心 変わり続ける世界で、変わらない安心を届けたい

キャピタル損害保険は

1. どんな時も誠実に、お客様と一緒に歩み続け、かけがえのない信頼関係を築いていきます。
2. お客様のリスクに真摯に向き合い、お客様を不安から守る盾になります。
3. すべての人が安心して働ける社会づくりに貢献していきます。
4. チャレンジ精神を大切にし、すべての従業員がやりがいと誇りをもって働ける企業であり続けます。

私たちは、これからもお客様から選ばれる『オンリー^{ワン}』の保険会社であり続けます。

【2020年4月1日制定】

CONTENTS

経営の基本方針	1
プロフィール	3
代表的な経営指標	4
1. 会社の業務内容と運営	
■ 主要な業務	6
■ 取扱商品	6
■ お客さまサービス	7
■ お客さま本位の業務運営方針	7
■ お客さまの声を業務の改善に活かす取り組み	8
■ 保険の仕組み	9
■ 約款その他について	9
■ 保険の募集	10
■ 保険料	11
■ 保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）	11
■ コーポレート・ガバナンス体制	12
■ 内部統制システムの構築と運用状況	13
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取り組み	14
■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	16
■ 利益相反管理方針	22
■ 反社会的勢力に対する基本方針	22
■ 戦略的リスク管理経営（ERM）	23
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	24
2. 会社の主要な業務に関する事項	
■ 2024年度の事業の概況	26
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	26
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	27
■ 経理に関する指標	31
■ 資産運用に関する指標	33
■ 特別勘定に関する指標	37
■ 責任準備金の残高	37
■ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	37
■ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	37
3. 財産の状況	
■ 計算書類	39
■ 保険業法に基づく債権	48
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）	48
■ ソルベンシー・マージン比率	49
■ 時価情報等	50
■ 備考	51
■ 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	51
4. 会社の概況と組織	
■ 組織	53
■ 株主・株式の状況	54
■ 役員の状況	55
■ 従業員の状況	57
■ 会計監査人の状況	57
■ 保険会社およびその子会社等の概況	57

※本誌は、保険業法第111条に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
※本誌記載の金額や件数などの値は記載単位未満を切り捨てて表示し、増減率等の比率は小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで表示しています。

プロフィール

当社の概要	設立	1994年6月
	資本金	62億円
	総資産	220億円（※1）
	本社所在地	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル
	取締役社長	坂口 智也
	従業員	88名（※1）
	代理店数	156店（※1）
	株主	三菱HCキャピタル株式会社（保有割合79.4%） 損害保険ジャパン株式会社（保有割合20.6%）
	格付	「A」 スタンダード&プアーズ：保険財務力格付※2
		「AA」 日本格付研究所：保険金支払能力格付※3

（2025年7月1日現在）

※1 2025年3月31日現在で記載しています。

※2 当社は、当社の保険契約の規定に従い、当社が保険金受取人に対して保険金支払債務を履行することにつき、条件を付すことのない保証の形で、親会社である三菱HCキャピタル株式会社から明示的な支援を受けております。上記を反映し、当社は、スタンダード&プアーズ社（S&P）より、A の格付けを取得しております。

※3 三菱HCキャピタル株式会社保証

当社の沿革

1994年	6月	ユナム・コーポレーション（本社：米国メーン州）の100%出資によりユナム・ジャパン傷害保険株式会社設立
	7月	損害保険事業免許および「団体長期障害所得補償保険」（GLTD）等の商品認可を取得し創業
1999年	6月	親会社のユナム・コーポレーションがプロヴィデント・カンパニーズ（本社：米国テネシー州）と合併してユナム・プロヴィデント・コーポレーションとなる
	7月	個人向けのLTDとして新たに「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）を開発し発売
2004年	1月	発行済株式の100%を日立キャピタル株式会社（現 三菱HCキャピタル株式会社）が取得し、日立キャピタルグループ（現 三菱HCキャピタルグループ）の一員となる
	4月	社名を日立キャピタル損害保険株式会社（現 キャピタル損害保険株式会社）に変更し新たに住宅ローン利用者専用の住宅火災保険「しあわせマイホーム」を商品ラインナップに追加し発売 日立キャピタル株式会社（現 三菱HCキャピタル株式会社）が株式会社損害保険ジャパン（現 損害保険ジャパン株式会社）に対し保有株式の一部（35%）を譲渡
	9月	スタンダード&プアーズ社より保険財務力格付「A-」を取得
2007年	1月	取引信用保険の商品認可を取得
	12月	取引信用保険の引受を開始
2008年	1月	財務基盤の強化を目的とした増資を実施、資本金51億5,250万円となる
	3月	事業拡大を目的とした増資を実施、資本金62億円となる
	12月	「保証機関型信用保険」、「費用・利益保険（残価補償保険）」の商品認可を取得
2010年	10月	職種別であった「長期就業不能所得補償保険」（PLTD）の料率を一本化した「リビングエール」を発売
2013年	4月	約定履行費用保険の商品認可を取得
2016年	5月	日本格付研究所より、保険金支払能力格付「AA-」を取得
2017年	3月	「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売
2018年	7月	企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を開発し発売
2019年	7月	GLTD「介護休業補償特約」を開発し発売
2020年	10月	GLTD「葬祭費用等補償特約」を開発し発売
2021年	4月	日立キャピタル株式会社と三菱UFJリース株式会社の経営統合に伴い、三菱HCキャピタルグループの一員となる GLTD「支払対象外期間一部復職補償特約（三大疾病）」を開発し発売
	7月	社名をキャピタル損害保険株式会社に変更 ドクター長期収入補償保険「事業主費用補償特約」を開発し発売
2022年	10月	企業向け「がんのみ補償特約付就業継続支援保険」を企業向け「がん治療と仕事の両立支援保険」のペットネームでリニューアル販売
2024年	4月	GLTDの利便性向上等の商品改定を実施

代表的な経営指標

2024年度における当社の代表的な経営指標は以下のとおりです。

正味収入保険料	6,448百万円	前期比7.1%の減収となりました。
正味損害率	41.6%	前期比8.6ポイント上昇しました。
正味事業費率	48.7%	前期比2.6ポイント上昇しました。
保険引受利益	781百万円	前期比125百万円の増益となりました。
経常利益	839百万円	前期比134百万円の増益となりました。
当期純利益	630百万円	前期比122百万円の増益となりました。
ソルベンシー・マージン比率	2,075.9%	前期比53.1ポイント低下しました。
総資産額	22,048百万円	前期比10百万円減少しました。
純資産額	8,338百万円	前期比227百万円増加しました。
その他有価証券評価差額金	△254百万円	前期比143百万円減少しました。

■ 用語の解説

正味収入保険料	元受保険料および受再保険料収入から再保険料、解約等の返戻金を控除した保険料をいいます。 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料
正味損害率	保険料に対する支払った保険金の割合のことで、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加え「正味収入保険料」で除した割合になります。 正味損害率（％）＝（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料×100
正味事業費率	保険料に対する事業費の割合のことで、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えたものを「正味収入保険料」で除した割合になります。 正味事業費率（％）＝（諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費）÷正味収入保険料×100
保険引受利益	保険料等の保険引受収益から、保険金や損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支
経常利益	保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものをいいます。
当期純利益	経常利益に特別損益、法人税及び住民税、法人税等調整額を加減して算出した最終損益をいいます。
ソルベンシー・マージン比率	巨大災害の発生や、保有資産の大幅な価格下落等の「通常の予測を超える危険」に対する「資本金、準備金等保険会社が保有する支払余力」の割合をいい、経営の健全性を測る指標の1つです。
総資産額	会社が保有する資産の総額で、貸借対照表上の「資産の部合計」になります。
純資産額	会社が保有する資産の総額である「総資産額」から負債額を控除したもので、会社の担保力を示すものです。貸借対照表上の「純資産の部合計」になります。
その他有価証券評価差額金	「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、有価証券等を売買目的、満期保有目的、その他有価証券等の保有目的別に分類します。その他有価証券評価差額金は、その他有価証券の時価と取得原価の差額（いわゆる含み損益）から法人税等相当額を控除したものです。

1. 会社の業務内容と運営

■ 主要な業務	6
■ 取扱商品	6
■ お客さまサービス	7
■ お客様本位の業務運営方針	7
■ お客さまの声を業務の改善に活かす取組み	8
■ 保険の仕組み	9
■ 約款その他について	9
■ 保険の募集	10
■ 保険料	11
■ 保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）	11
■ コーポレート・ガバナンス体制	12
■ 内部統制システムの構築と運用状況	13
■ コンプライアンス（法令等の遵守）への取組み	14
■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）	16
■ 利益相反管理方針	22
■ 反社会的勢力に対する基本方針	22
■ 戦略的リスク管理経営（ERM）	23
■ 健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性	24



主要な業務

当社が行っている主要な業務は以下のとおりです。

■ 損害保険業

- 保険の引受 傷害保険（うち主として団体長期障害所得補償保険、長期就業不能所得補償保険など）の引受
信用保険の引受
費用・利益保険の引受
火災保険の引受（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）
地震保険の引受
上記及びその他種目の再保険の引受
- 資産の運用 保険料として収受した金銭その他の資産の運用

取扱商品

■ 商品の一覧（主な販売商品とその概要）

ケガや病気による所得の喪失に備える保険（LTD）	
団体長期障害所得補償保険（GLTD）	企業その他の団体を契約者とし、その企業の従業員または団体の構成員等を被保険者として、被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなったときに所得を補償する保険です。対象期間（保険金支払限度期間）を、最長で定年退職年齢に達するまでというように、極めて長期にわたって設定できる点を特長とします。
業務上の危険対象外特約付帯団体長期障害所得補償保険（NOLTD）	補償の対象を業務外の傷病により仕事に就けなくなったときに絞って所得を補償する保険です。労災認定があった場合の補償をカットすることにより保険料が割安になっています。
債務返済支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（CLTD）	金融機関等を契約者とし、その金融機関等から住宅ローンを借りている方々を被保険者とする保険です。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、ローン返済にあてる額を長期にわたって補償することによって、返済の円滑な継続をサポートします。
学業継続支援特約付帯団体長期障害所得補償保険（TLTD）	学校等を契約者とし、学生・生徒・児童の扶養者を被保険者とする保険です。被保険者がケガや病気のために仕事に就けなくなった場合に、卒業予定年月までを限度に学費等にあてる額を補償することで、学校生活の円滑な継続をサポートします。
長期就業不能所得補償保険「リビングエール」	個人でご契約いただく保険で、GLTDと同様、ケガや病気のために仕事に就けなくなったときに長期にわたって所得を補償します。
がんのみ補償特約付就業継続支援保険「がん治療と仕事の両立支援保険」	がんにかかり、治療などにより就業に制限がかかった期間の所得等を補償する保険で、がん治療と仕事の両立をサポートします。

事業活動に伴う損害に備える保険	
信用保険	事業者が取り扱う商品等について、販売先から代金支払等の債務の履行がなされない場合に被る損害を補償する「取引信用保険」と、保証業務を行う事業者が保証債務を履行することによって被る損害を補償する「保証機関型信用保険」があります。
費用・利益保険	偶然な事故によって事業者が被る費用損害または喪失利益損害を補償する「費用・利益保険」と、偶然な事由が生じた場合に事業者が債務を履行または免除する旨の約定を第三者との間で予め行っている場合において、事業者がその約定を履行することによって被る損害を補償する「約定履行費用保険」があります。

火災や災害などによる住宅や家財の損失に備える保険（火災（地震））	
住宅火災保険「しあわせマイホーム」（新規のご契約は現在お取り扱いしていません。）	大切な住まいや家財について、火災による損害はもちろんのこと、落雷やガス爆発、風災や雪災などの損害をはじめ、水災によって生じた損害、盗難、建物外部からの物の衝突、給排水設備の事故による水ぬれ等の損害を補償します。 また、地震保険をあわせてご契約いただくことで、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災（延焼・拡大を含みます。）・損壊・埋没・流失による損害についても補償します。

■ 新商品の開発について

当社では、前記の取扱商品分野に関して、豊富な引受実績に基づく経験とノウハウの蓄積を通じてお客さまのニーズを把握しながら、独自商品の研究・開発に継続的に取り組み、常に業界をリードするよう、努力を重ねています。（これまでの商品開発の概況につきましては、P.3「当社の沿革」をご参照ください。）

お客さまサービス

■ 各種サービスのご提供について

当社では、取扱商品のうち、LTDの補償内容と関わり深いサービスを以下のとおり提供しており、保険金のお支払い以外の面でもお役に立てるよう努めています。

～LTDにご加入の方および同居のご家族向けのサービス～

**日常生活なんでも相談ホットラインサービス
(24時間無料電話相談)**

日常生活におけるあらゆる悩み、困り事の電話によるご相談を承ります。カウンセリングだけでなく、各分野における専門家からのアドバイスを受けることができます。心のケアはもちろん、心を痛めている原因である困り事の解決にお役立てください。

業務委託先：株式会社パソナセーフティネット

お客様本位の業務運営方針

当社は、2017年9月に「お客様本位の業務運営方針」を策定し、当社ホームページ（<https://www.capital-sonpo.co.jp>）で具体的取組みとあわせて公表しています。

当社は、三菱HCキャピタルグループの一員として、「経営の基本方針」に則り、常にお客様が必要としているものを追求し、自らがお客様の立場に立って考え、行動していくお客様本位の業務運営を推進していきます。

1. お客様の声を経営に活かす取組み
当社は、お客様から寄せられたご意見・ご要望を「お客様の声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応するとともに、当社事業活動の改善・向上に積極的に活かしてまいります。
2. お客様のニーズにこたえる商品・サービスの提供
当社は、「お客様の声」を十分に分析し、お客様が真に求める保険商品・サービスの開発・提供を通じ、お客様から選ばれる保険会社をめざしてまいります。
3. 保険金お支払い業務の品質向上
当社は、適時・適切な保険金等のお支払いを行うことが損害保険会社の基本的な役割であり、かつ最も重要な業務であることを認識し、保険金お支払い業務の適切性検証を通じ、お客様への保険金のお支払い業務の品質の一層の向上に努めてまいります。
4. お客様に対する重要な情報の分かりやすい提供
当社は、お客様の保険に関する知識、経験、財産の状況およびご購入目的を総合的に勘案し、お客様のニーズにあった保険商品をお選びいただけるよう、重要な情報についてお客様の立場に立った分かりやすい情報提供を行うよう努めてまいります。
5. 利益相反の適切な管理
当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客様の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引の有無を定期的に確認する等の適切な管理を行ってまいります。
6. お客様本位の業務運営の浸透・定着
当社は、社員全員が常にお客様本位の行動を実践していくことを企業文化として浸透させ、その行動の定着を推進してまいります。

お客さまの声を業務の改善に活かす取組み

■ お客さまの声に対する取組みについて

P.7「お客様本位の業務運営方針」に則り、お客さまから寄せられたご意見やご要望・苦情を「お客さまの声」として真摯に受止め、迅速・的確に対応させていただくとともに、お寄せいただいたお客さまの声を基に業務の改善に取組み、今後もお客さま志向に立ったよりよい保険商品・サービスの提供に努めてまいります。

■ お客さまの声受付状況

当社へ寄せられた2024年度の「お客さまの声」項目別・内容別内訳は以下のとおりです。



■ 当社へのお問い合わせ・ご相談について

お客さまからのお問い合わせやご相談などは、次の窓口で承ります。

受付時間		TEL
お問い合わせ窓口		
午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く		フリーダイヤル：0120-777-970

保険金請求のご連絡については、P.11「保険金請求についてのご連絡・ご相談について」をご参照ください。

■ 手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解決案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

電話番号：03-4332-5241（全国共通）
受付時間：月～金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く。）の午前9時15分～午後5時

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

保険の仕組み

■ 保険制度

個々に見れば、偶発的に発生している事故であっても、長期間にわたって大量に観察すれば、一定の法則に基づいて発生していることが分かります。これを「大数の法則」といい、保険とは、この法則に基づき、同じリスクにさらされた多くの人々が、統計学的に算出された比較的少額の資金（＝保険料）を拠出し、その中で実際に事故が発生して経済的な損害を被った人に対して補償を行う（＝保険金の支払い）相互扶助の制度です。

このように保険は、個人生活や企業活動の経済的安定を図るうえで重要な役割を果たしています。

■ 保険契約の性格

損害保険契約は、保険会社が偶然な一定の事故（保険事故）によって生ずる損害をてん補することを約束し、保険契約者がその報酬（保険料）を支払うことを約束する契約であり、以下のような性格があります。

- ・双務契約（当事者間に相互的な債権・債務の関係が生じ、法律的な対価関係がある契約）であること
- ・有償契約（当事者が互いに経済的な対価を支払う契約）であること
- ・諾成契約（当事者間の申込みと承諾の合意のみで成立する契約）であること

一方、実務的には、保険会社は多数の保険契約を引き受けるにあたり、迅速で正確な処理を要することから、保険契約の申込みに関して定まった様式の保険契約申込書を使用し、引き受けたことの証しとして保険証券または保険引受証を作成して保険契約者に交付します。

■ 保険料率

保険料率は、保険業法に基づいて当社が独自に算出し、金融庁の認可取得または金融庁への届出を行ったうえで適用しています。

■ 再保険

保険会社は、巨額となり得る保険金の支払責任を一社単独で負うことを回避するため、国内外の他の保険会社に対価（＝保険料）を支払うことによって、その責任の一部を肩代わりしてもらうことがあります。この、いわば「保険の保険」を「再保険」といい、一保険会社が単独で引き受けられる契約の量や規模を補うとともに、リスクを平準化し分散させることで、各保険会社の経営の安定に寄与する役割を担っています。

一般に、保険会社がリスクを他の保険会社に転嫁する行為を「出再」、リスクを他の保険会社から引き受ける行為を「受再」といいます。当社は、出再にあたっては、再保険契約の締結により自社の経営の健全性を損なうことがないよう、適切な再保険会社を選定しており、受再にあたっては、再保険契約の収益性とリスクを的確に評価のうえ、適切な引受を行っています。

約款その他について

■ 約款等

保険契約の内容はすべて、それぞれの保険商品ごとに予め定められた約款（普通保険約款）と、これに特約が付帯される場合には該当する特約、さらに商品によっては個々の契約ごとに取り決められる協定書の中に記されています。

また、個々の契約ごとに特定が必要な具体的事項（例：保険契約者名、被保険者名、保険期間、保険金額など）は、保険契約申込書に記入された内容をもとに、保険証券や団体契約における加入者証に記載されています。

■ パンフレット等

上記の約款その他の契約書類とは別に、保険の内容についてご理解いただけるよう、パンフレット等を適宜用意して募集にあたっています。

■ ご契約に際してご注意いただくこと

ご契約にあたっては、予めその内容について、当社の代理店または社員が、約款、特約、パンフレットや重要事項等説明書などをもとにご説明します。特に、ご契約時やご契約後にお申し出いただくことが義務づけられている事柄（告知義務・通知義務）、保険金をお支払いできない事由、保険金のお支払方法、契約が失効や解除になる場合等については、よくご確認のうえ、ご理解いただきますようお願いいたします。

お申し込みの際には、所定の申込書に必要事項を正確にご記入ください。万一ご記入の内容が事実と異なっている場合には、保険金をお支払いできない場合がありますので、十分ご注意ください。

保険の募集

■ 保険契約のお申込み

保険契約のお申込みは、当社役職員または当社代理店の役職員（ただし、所定の登録を受けた者に限ります。）が承っています。
契約成立後、保険証券を作成し送付いたしますので、お手元に届き次第、記載内容をご確認ください。

クーリング・オフ制度について

保険契約をいったんお申し込みいただいた後にその内容などを再度ご検討された結果、契約を撤回したいとされる場合のために、「クーリング・オフ」（契約撤回請求）の制度が法律上設けられています。この制度は、保険期間が1年を超える個人契約の保険商品に適用され、その場合、保険契約の申込者は、保険契約の申込みをした日または保険会社からクーリング・オフについての説明が記載された書類を受領した日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、保険会社あてに書面または電磁的記録による方法で通知することによって、契約の申込みを撤回または解除することができます。

■ 契約内容の確認に関する取組みの概要

当社は、保険契約をお申し込みいただく際に、ご契約内容に関する重要な事項を「重要事項等説明書」によりご説明するとともに、お客さまがどのような補償内容を望まれているか等、お客さまのご意向を把握しています。
また、把握したお客さまのご意向を踏まえ、締結する保険契約の内容が「お客さまが希望される補償となっているか」、「保険金額、保険期間、保険料、保険料のお支払方法等がお客さまのご希望される内容となっているか」等、お客さまのご意向に沿った内容であることを「ご契約内容確認シート」によりご確認いただいています。
なお、保険期間が1年を超えるお客さまにつきましては、毎年「ご契約内容のお知らせ」をお送りし、ご契約内容の確認・見直しをしていただく機会をご提供しています。

■ 代理店の役割と業務内容

代理店は、保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、お客さまとの間で保険契約を締結し、保険料を領収することを主な業務としています。
また、お客さまの保険コンサルタントとして、お客さまのさまざまなリスクを把握し、適切な保険商品についての助言や推薦を行ったり、事故が発生した場合の保険金請求の手続きについてアドバイスを行うなどの役割を務めます。

■ 代理店登録

代理店は財務局の登録を要し、加えて、保険募集に従事する役員や使用人についても財務局への届出を要します。

■ 代理店教育

保険募集に従事する者には、保険募集に関する法令や保険契約に関する知識等が求められます。このため、代理店の登録および保険募集従事者の届出にあたっては、一般社団法人日本損害保険協会が実施する「損保一般試験」に合格することを前提要件としているほか、募集開始後も個別指導や教育研修を継続的にを行っています。

■ 代理店数

当社の代理店数は、2025年3月31日現在、全国で156店です。

■ 勧誘方針

当社では、保険商品の販売等にあって、「金融商品の販売等に関する法律」に基づく勧誘方針を以下のとおり定めており、お客さまの視点に立った販売活動に努めています。

1. 商品の販売にあたっては、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法およびその他各種法令等を遵守し、適正な販売に努めてまいります。
2. お客さまの保険に関する知識、経験、財産の状況および購入目的を総合的に勘案し、お客さまの意向と実情にそった商品の説明および提供に努めてまいります。
3. お客さまに商品内容を十分ご理解いただけるよう説明内容や説明方法を創意工夫し、分かりやすい説明に努めてまいります。
4. 保険金の不正取得を防止する観点から、適切な保険販売を行うよう常に努力してまいります。
5. 販売・勧誘活動にあたっては、お客さまの立場に立って、時間帯・場所および方法について充分に配慮してまいります。なお、お客さまと直接対面しない保険販売を行う場合においては、説明方法等に工夫を凝らし、お客さまにご理解いただけるよう常に努力してまいります。
6. お客さまに関する情報は、業務上必要な範囲で収集・使用するとともに、厳重な管理を行う等、適正に取り扱います。
7. 万一保険事故が発生した場合におきましては、迅速かつ適確な保険金のお支払いに努めてまいります。
8. お客さまのご意見等の収集に努め、その後の商品開発や販売活動等に生かしてまいります。

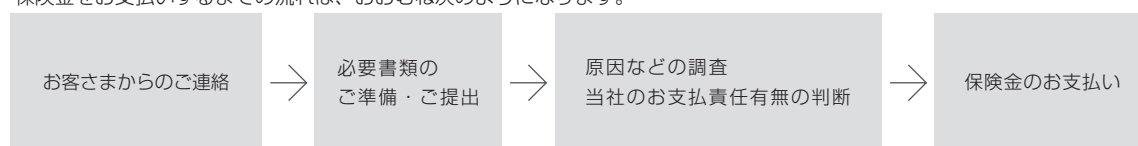
■ 保険料の収受・返戻

- ・ 保険料は、契約締結と同時に支払いいただきます。保険商品によりましては、保険料の分割払いや口座振替、クレジットカード払いなどの便利なお支払方法もお選びいただけます。
- ・ 保険のお申込みをいただいた後であっても、保険料をお支払いいただく前に発生した事故においては、保険金をお支払いすることができません。なお、保険料を分割払いされる場合においても、所定の期日までに所定の分割払保険料のお支払いがないと保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
- ・ 保険期間中に危険（補償の対象となるリスク）の増加や減少が生じた場合には、その内容に応じて、所定の計算に従って、追加保険料をお支払いいただくか、またはすでにお支払いいただいた保険料の一部をお返しいたします。
- ・ 保険契約が失効した場合や解除された場合には、規定に従いすでにお支払いいただいた保険料の中から所定の金額をお返しすることがあります。詳しくは約款などでご確認ください。

保険金のお支払い（LTD、火災・地震保険の場合）

■ 保険金のお支払いまでの流れ

保険金をお支払いするまでの流れは、おおむね次のようになります。



詳しくは、当社のホームページ（<https://www.capital-sonpo.co.jp>）をご参照ください。

■ 保険金請求についてのご連絡・ご相談について

保険金請求についてのご連絡やご相談は、次の専用窓口で承ります。

		受付時間	TEL
保険金請求についてのご連絡・ご相談	LTD	午前9時～午後5時 ※土日祝日および年末年始を除く	フリーダイヤル：0120-777-970
	火災・地震	24時間365日	フリーダイヤル：0120-777-640

1. 取締役（取締役会）・監査役（監査役会）

なお、取締役会に次ぐ重要会議として、常勤取締役・常勤監査役・保険計理人・各部長等によって構成される経営会議を設置・運営しています。

当社では、戦略的リスク管理経営の実践およびコンプライアンス推進のための組織として、取締役社長を委員長とするERM・コンプライアンス委員会を設置しています。当委員会は、リスク管理・コンプライアンスに関する重要な施策の審議、施策結果の分析・評価等を実施しています。また、リスク管理・コンプライアンスに関し、定期的に取り締役会に対して報告および提言を行っています。

当社は、内部管理態勢の適切性、有効性および実効性を検証するために、他部署から独立した内部監査部を設置しています。内部監査部は、全ての部、委員会等の業務運営について監査を実施し、課題の発見や指摘、改善の提言等を実施しています。また、内部監査結果について定期的に取締役会等に報告しています。

当社は、保険業法に基づく金融庁の検査等を受けることになっています。

また、会計に関する事項については有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査にあたっています。

その他、三菱HCキャピタル株式会社、SOMPOホールディングス株式会社および損害保険ジャパン株式会社の監査を受ける体制となっています。

12

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに三菱ＨＣキャピタル株式会社が定めた各種のグループ基本方針に基づき、当社における業務の適正を確保し、企業統治の強化および質の向上を図るため、取締役会において下記のとおり内部統制システムの整備に係る決議を行い、本決議に従って内部統制システムを構築・運営しています。また、取締役会付議事項、社長決裁事項等の重要事項の決定に際しては、事前に経営会議、ERM・コンプライアンス委員会等において社長を含めた社内の責任者で協議・検討し、当社業務の適正の確保を図るとともに、監査役は上記委員会等に出席するほか、適宜、取締役等から重要事項の報告を受けています。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(会社法362Ⅳ⑥、会社法施行規則100Ⅰ④)

当社は、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために必要な体制を次のとおり整備する。

- (1) 全社的なコンプライアンス推進体制構築のために必要な、組織、規程、マニュアル等の整備・充実を図る。
- (2) コンプライアンス上の問題が発生した場合の報告・内部通報、情報収集、調査・分析、再発防止に関する体制を整備する。
- (3) 反社会的勢力との関係を一切遮断し排除するため、基本方針を定め社内外に宣言するとともに、反社会的勢力に係る不祥事の未然防止と事案発生時の適正な対応を実現することとし、規則・体制等の整備と外部専門機関との連携を強化するなど管理・監視体制を構築する。
- (4) 顧客情報の管理や利益相反の管理を適切に行うなど顧客保護の徹底を図るために必要な管理体制および手続を整備する。
- (5) 当社の内部監査の実効性を確保するために、内部監査部門の被監査部署からの独立性、内部監査に係る規程や計画、組織・態勢の整備等に関する事項を定め、これに必要な態勢を整備する。
- (6) 当社業務の適切な運営・管理のための人材を確保・育成し、職能に応じ適正な人員配置を行う。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(会社法施行規則100Ⅰ①)

- (1) 取締役の職務の執行に係る重要な情報は、社内規則に定めるところにより、書面または電磁的方法により保存し、管理する。
- (2) 取締役および監査役は、職務の執行に係る文書等を閲覧することができる。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則100Ⅰ②)

- (1) リスク管理に関する基本的な方針を策定し、適切にリスク管理を行うための組織体制および諸規程の整備を図り、全社的、統合的なリスク管理を推進する。
- (2) 新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、速やかに対応責任部署を定める。
- (3) 大規模自然災害等の発生時には、主要業務の継続および早期復旧に努め、有事における経営基盤の安定と経営基盤の強化を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則100Ⅰ③)

- (1) 当社は、組織の職務分掌と権限に関する規程を定め、業務上の役割分担に基づく指揮命令系統を通じた効率的な職務執行を実現する。
- (2) 取締役の意思決定の迅速化を図るため、常勤取締役および各部室長等で構成する会社機関を設置し、取締役会への付議事項を含めた重要案件の報告、審議等を行うとともに、情報の共有化と課題認識の共通化を図り、経営陣による業務遂行状況の把握、指導・監督を行う。
- (3) 取締役会において中期的な目標、年度予算を定めて事業推進を図るとともに、進捗状況の把握・管理を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則100Ⅰ⑤)

当社は、親会社である三菱ＨＣキャピタル株式会社（以下「親会社」という。）が構成する企業グループに属することに留意し、以下に定める方法等により、適正な業務遂行を図るものとする。

- (1) 親会社の内部統制システムの整備に係る取締役会決議に基づき、グループとしての効率的経営による企業価値の最大化と適法性の両立を目指す。
- (2) 三菱ＨＣキャピタルグループの内部統制としての適正性および実効性の推進ならびに財務報告の信頼性の確保を図るために必要な規程と組織体制を整備する。
- (3) 親会社から派遣される取締役・監査役を受け入れ、グループ連携の適切性と強化を図る。
- (4) 親会社との取引は、業務上の制約を受けることなく、他取引先と同様の基本契約、市場価格による適正取引を確保する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則100Ⅲ①)
監査役はその職務を補助すべき使用人を選出し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
7. 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項および監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則100Ⅲ②③)
監査役からその職務を補助すべき使用人として、監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の命令に従ってその職務を遂行するものとする。また、その命令に関して、取締役の指示命令に服さない。なお、取締役は、当該使用人に関する人事・処遇を変更する（ただし、重要な内容に限る。）ときは、あらかじめ監査役会の同意を得るものとする。
8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則100Ⅲ④)
(1) 監査役は取締役会に、また常勤監査役は、経営会議、ERM・コンプライアンス委員会、その他の重要な会議にも出席することができる。
(2) 取締役は、以下の事項を監査役に遅滞なく報告しなければならない。
イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事項
ロ. 毎月の経営状況として重要な事項
ハ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
ニ. 反社会的取引および反社会的勢力による被害の発生の状況
ホ. 重大な法令または定款違反その他コンプライアンスに関する重要な事項
(3) 取締役および使用人は、監査役から質問等があったときは、監査役会あるいは当該監査役に対し、必要な資料を添えて回答しなければならない。
(4) 監査役が取締役の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役は指摘事項への対応の進捗状況を監査役に適宜報告する。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則100Ⅲ⑤⑥⑦)
(1) 監査役は、取締役または使用人に対し、監査業務に必要な事項に関してヒアリングを実施し、必要な資料の提出を命令し、または閲覧することができる。
(2) 監査役は、会計監査人より監査計画を事前に受領し、定期的に監査実施報告書を受領するとともに、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う。
(3) 監査役は、取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換を実施することができる。
(4) 監査役に報告をした取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利となる取扱いをしないものとする。
(5) 監査役の職務の執行について生ずる費用については、明らかに必要でないと認められる場合を除き、速やかに支払うものとする。また、監査役の活動に必要な費用を予算化し、予算枠の範囲外の費用についても、明らかに必要でないと認められる場合を除き、随時支払うものとする。

コンプライアンス（法令等の遵守）への取り組み

保険会社は、高い社会性・公共性を有し、健全かつ適切な事業運営を通じて広く経済の発展に貢献していくという社会的責務を負っており、加えて、自己責任に則した厳正な企業姿勢が求められています。

当社では、社会やステークホルダーの皆様からの期待と信頼にお応えするために、コンプライアンス（法令等の遵守）を最重要の経営課題のひとつと位置づけ、役職員の行動規範として「コンプライアンス宣言」を公表しています。また、社内では「コンプライアンス規則」に基づきコンプライアンスに関する規程類を整備するとともに、ERM・コンプライアンス委員会の設置・運営、リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムの策定・実行により、コンプライアンス推進に取り組んでいます。

■ コンプライアンス宣言

- ◎キャピタル損害保険の全役職員は、すべての業務の前提として、法令等を遵守する。
- ◎「法令や社内ルールに反することはない」と、断言できる企業になる。
- ◎その上で、保険会社としての信頼を得ることで、保険業界の中で確固たる地位を築いていく。
- ◎保険会社に求められる公共的使命を理解し、社会的責任を果たしていく。
- ◎これらのことがキャピタル損害保険を強くし、キャピタル損害保険の基盤を万全にしていくものと確信する。

■コンプライアンスに関する基本規則の概要

当社では、業務の全般にわたるコンプライアンス態勢を構築するため、経営方針に則ったコンプライアンスに関する基本規則（以下「基本規則」といいます。）を定めています。基本規則の概要は以下のとおりです。

（業務執行方針）

1. コンプライアンスの徹底が、当社の信頼の維持、業務の健全性及び適切性の確保のため必要不可欠であることを十分に認識し、業務の適正な運営に万全を期する。
2. モニタリング等に基づき当社のコンプライアンスの課題・問題点を的確に認識し、適正なコンプライアンス態勢の整備・確立に向けた具体的な方策を検討・実施する。
3. コンプライアンスの状況に関する報告・調査結果等を踏まえ、基本方針の有効性を検証し、定期的にまたは必要に応じて随時に見直す。

（規程等の整備）

1. コンプライアンスに関する役職員の心構えを明らかにするため、「コンプライアンス宣言」を定め周知する。
2. リスク管理部は、このコンプライアンス規則に則り、「コンプライアンスに関する基本規程」（以下、「基本規程」という。）を策定し、社内に周知する。
3. コンプライアンスの徹底を実現させるために、「コンプライアンス・マニュアル」、「コンプライアンス・マニュアル（グループ会社用）」および「リスクマネジメント・コンプライアンスプログラム」を策定し社内に周知する。

（コンプライアンス所管部）

1. リスク管理部は、コンプライアンス統括部門としての牽制機能が確保されるよう営業推進部門等から独立させる。
2. リスク管理部は、コンプライアンスに係わる社内態勢の企画立案・総括、コンプライアンスに関する指導・監督、コンプライアンス違反行為に対する是正指導等を行う。
3. リスク管理部は、コンプライアンス推進に係わる個別施策等の実施・運営を、社内各部に指示することができる。
4. リスク管理部は必要な研修等の教育を企画するとともに、社内各部に対して、教育の実施を指示することができる。
5. リスク管理部は、必要に応じ社内各部のコンプライアンス遵守状況について検証し、不備がある場合には是正を促すことができる。

■ ERM・コンプライアンス委員会

コンプライアンスを推進するため、取締役会直属の組織として、取締役社長を委員長としたERM・コンプライアンス委員会を設置しています。ERM・コンプライアンス委員会では、次の事項を審議しています。またリスク管理・コンプライアンスに關し、定期的に取締役会に対して報告および提言を行っています。

- ・コンプライアンスに関する重要な規程の新設・改廃に関する事項
- ・リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムの策定・改廃に関する事項
- ・その他取締役会への報告・付議事項

■ リスクマネジメント・コンプライアンスプログラム

取締役会はリスクマネジメントおよびコンプライアンスの具体的な実践計画であるリスクマネジメント・コンプライアンスプログラムを策定しています。その内容を全役職員が共有し、リスクマネジメント・コンプライアンスプログラムに基づいて社内の部署ごとに計画を策定し、それぞれの組織におけるコンプライアンス推進を図っています。また、その進捗管理はERM・コンプライアンス委員会が行っています。

■ コンプライアンス・マニュアル

役職員が遵守すべき法令・社内規程・ルール等の解説、コンプライアンスを推進するための体制・仕組み、問題が発生した場合の対応等をコンプライアンス・マニュアルとしてまとめ、全役職員に社内ネットワークで提供し、社内研修・勉強会等に活用しています。

また、代理店が日々の保険募集業務を適切に行うための手引書として、「代理店ハンドブック《コンプライアンス・マニュアル》」を作成し、全代理店に配布しています。

個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます）」その他の法令ガイドラインおよび一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。また、金融庁および一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取扱いが適正に行われるように従業員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直しを行い、改善いたします。

*以下(2)～(20)の各項目における「個人情報」および「個人データ」とは、個人番号および特定個人情報を除くものをいいます。

(1) 事業者の名称・住所・代表者の氏名

キャピタル損害保険株式会社

住所および代表者の氏名については、以下の会社概要をご覧ください。

<https://www.capital-sonpo.co.jp/company/gaiyo/index.html>

(2) 個人情報の取得・利用

当社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得・利用します。

主な取得方法：

- ①保険契約申込書等、保険契約に係る書面
- ②保険金請求書等、保険金支払いに係る書面
- ③インターネット等による資料請求依頼

(3) 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報を、次の各号の目的および下記(7)(8)に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲を超えて利用しません。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、下記のとおりホームページ等により公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書・パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ホームページ等により公表します。

- ①当社が取り扱う商品の販売・サービス（損害保険業およびこれらに付帯・関連するサービス）（※）の案内・提供（契約の引受審査、維持・管理、保険金支払時の査定業務を含みます。）を行うため。
- ②他の事業者から個人情報（個人データ）の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため。
- ③市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品・サービスの開発・研究のため。
- ④その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

（※）一個人情報の利用目的一をご覧ください。

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

(4) 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

①当社は、以下の場合等法令で定める場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- ・当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合
- ・当社のグループ会社・提携先企業との間で共同利用を行う場合（下記(7)グループ会社・提携先企業との共同利用をご覧ください。）
- ・損害保険会社等の間で共同利用を行う場合（下記(8)情報交換制度等をご覧ください。）

②当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等）について記録し、個人データを第三者から取得する場合（個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。）には当該取得に関する事項（いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

(5) 個人関連情報の第三者への提供

①当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをしないで、当該情報を提供しません。

②当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項（いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等）について確認・記録します。

(6) 個人データの取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託しています。

(④については、下記(11)の個人番号および特定個人情報を含みます。)

- ①保険契約の募集に関わる業務
- ②損害調査に関わる業務
- ③情報システムの保守・運用に関わる業務
- ④個人番号関係事務に関わる業務

(7) グループ会社・提携先企業との共同利用

当社および当社のグループ会社・提携先企業は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

①個人データの項目：住所、氏名、電話番号・電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容

②管理責任者：当社

※当社のグループ会社・提携先企業については、下記会社一覧をご覧ください。

グループ会社：当社親会社である三菱HCキャピタル株式会社およびそのグループ会社

<三菱HCキャピタル株式会社ホームページ（国内グループ会社）>

<https://www.mitsubishi-hc-capital.com/corporate/group/network.html>

提携先企業：該当なし

(8) 情報交換制度等

①損保業界の情報交換制度について

当社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp>) または損害保険料率算出機構のホームページ (<https://www.giroj.or.jp>) をご覧いただくか、下記お問い合わせ先までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.sonpo.or.jp>)

損害保険料率算出機構 総合企画部 個人情報相談窓口

所在地 〒163-1029 東京都新宿区西新宿3-7-1新宿パークタワー

電話 03-6758-1300（代表）

（受付時間：午前9時～午前12時、午後1時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く。）

ホームページアドレス (<https://www.giroj.or.jp/>)

②代理店等情報の確認業務について

当社は、損害保険代理店の適切な監督や当社の職員採用等のために、損害保険会社との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データを共同利用しています。また、損害保険代理店への委託等のために、一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを共同利用しています。詳細につきましては、一般社団法人日本損害保険協会のホームページ (<https://www.sonpo.or.jp>) をご覧ください。

(9) 信用情報の取扱い

当社は、保険業法施行規則第53条の9に基づき、信用情報に関する機関（ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および当社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。）から提供を受けた情報であって、ご本人の借入金返済能力に関するものを、ご本人の返済能力の調査以外の目的のために利用しません。

(10) センシティブ情報の取扱い

当社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する個人情報（本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは個人情報保護法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を視視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。以下「センシティブ情報」といいます。）を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。

- ・ 保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 保険料収納事務等の遂行上必要な範囲において、政治・宗教等の団体もしくは労働組合への所属もしくは加盟に関する従業員等のセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
- ・ 法令等に基づく場合
- ・ 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
- ・ 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
- ・ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- ・ 学術研究目的の場合（個人情報保護法第20条第2項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を取得する場合、個人情報保護法第18条第3項第6号に掲げる場合にセンシティブ情報を利用する場合、または個人情報保護法第27条第1項第7号に掲げる場合にセンシティブ情報を第三者提供する場合）

(11) 特定個人情報の取扱い

当社は、個人番号および特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号および特定個人情報を第三者に提供しません。また、上記(7)(8)の共同利用も行いません。個人番号および特定個人情報の取扱いについては、このほか、(6)(13)(14)(20)をご覧ください。

(12) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店または店頭にお問い合わせください。また、事故に関するご照会については保険証券に記載の事故相談窓口にお問い合わせください。当社は、ご照会者をご本人であることを確認させていただいたうえで、対応いたします。

(13) 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号および特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記(20)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として、書面の郵送、または電磁的記録を電子メールに添付して送信する方法で回答いたします。開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

(14) 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データ、個人番号および特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号および特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。個人データの安全管理措置に関しては、社内規程において具体的に定めていますが、その内容は主として以下のとおりです。

安全管理措置に関するご質問については、下記(20)のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

①個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）の整備

個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「安全管理措置に関する事項」、「質問および苦情処理の窓口」等について本宣言を策定し、必要に応じて見直しています。

②個人データの安全管理に係る取扱規程の整備

取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等についての規程を整備し、必要に応じて見直しています。

③組織的安全管理措置

- ・ 個人データの管理責任者等の設置
- ・ 就業規則等における安全管理措置の整備
- ・ 個人データの安全管理に係る取扱規程に従った運用
- ・ 個人データの取扱状況を確認できる手段の整備
- ・ 個人データの取扱状況の点検および監査体制の整備と実施
- ・ 漏えい事案等に対応する体制の整備

④人的安全管理措置

- ・ 従業者との個人データの非開示契約等の締結
- ・ 従業者の役割・責任等の明確化
- ・ 従業者への安全管理措置の周知徹底、教育および訓練
- ・ 従業者による個人データ管理手続の遵守状況の確認

⑤物理的安全管理措置

- ・ 個人データの取扱区域等の管理
- ・ 機器および電子媒体等の盗難等の防止
- ・ 電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止
- ・ 個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄

⑥技術的安全管理措置

- ・ 個人データの利用者の識別および認証
- ・ 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
- ・ 個人データへのアクセス権限の管理
- ・ 個人データの漏えい・毀損等防止策
- ・ 個人データへのアクセスの記録および分析
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの稼動状況の記録および分析
- ・ 個人データを取り扱う情報システムの監視および監査

⑦委託先の監督

個人データの取扱いを委託する場合には、個人データを適正に取り扱っている者を選定し、委託先における安全管理措置の実施を確保するため、外部委託に係る取扱規程を整備し、定期的に見直しています。

⑧外的環境の把握

個人データを取り扱う国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施しています。

(15) 再保険契約のための外国にある再保険会社等への提供

当社は、お客さまに対する保険サービスの高品質かつ安定的な提供を継続的に確保するために、外国にある再保険会社等と再保険契約を行うことがあります。また、再保険契約に伴って、外国にある再保険会社等に提供する場合があります。

(16) 再保険契約以外の外国における情報の取扱い

当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託する場合等個人情報保護法第28条第1項において「個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者」へ、個人データを提供するにあたっては、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、提供先における個人データの安全管理措置に相当する措置（以下、相当措置といいます。）を義務付ける契約を提供先との間で締結するなどしています。

①以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行っています。

ア. 移転先の第三者による相当措置の実施状況

イ. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

②相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。

③委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めています。

④海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記(20)のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

(17) 仮名加工情報の取扱い

①仮名加工情報の作成

当社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・ 法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・ 法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること

②仮名加工情報の利用目的

当社は、仮名加工情報の利用目的を変更した場合には、変更後の利用目的をできる限り特定し、それが仮名加工情報に係るものであることを明確にしたうえで、公表します。

(18) 匿名加工情報の取扱い

①匿名加工情報の作成

当社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えいを防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと

②匿名加工情報の提供

当社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

(19) Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供

Cookie（クッキー）とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術（以下「Cookie等」といいます。）を利用して、お客様の情報を保存・利用することがあります。

(20) お問い合わせ窓口

当社は、個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。

当社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品・サービスの案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ご本人から求めがあった場合には、ダイレクトメールの発送停止等、自主的に利用停止等に応じます。ただし、保険契約の維持・管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象とはなりません。

当社の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いや、保有個人データ、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、下記までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

キャピタル損害保険株式会社 お客様相談室

（データ保護担当役員代理人：コンプライアンスグループ長）

所在地 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10

住友不動産九段ビル11階

電 話 0120-777-970（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.capital-sonpo.co.jp>

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、個人番号、特定個人情報、仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京）

所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105ワテラスアネックス7階

電 話 03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日および年末年始を除く）

ホームページアドレス <https://www.sonpo.or.jp>

「個人情報の利用目的」

当社は、P16「個人情報保護宣言」の（3）に掲げる利用目的を含め、以下の目的のために個人情報の取得・利用・提供を行います。

(1) 契約情報

- ・損害保険契約の申込みに係る保険契約の引受審査、引受の判断
- ・損害保険契約の締結、保険料等の収受及び契約の履行
- ・損害保険契約に付帯するサービスの提供
- ・ご本人かどうかの確認
- ・再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- ・保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(2) 事故情報

- ・ 損害保険契約の保険金請求に係る保険事故の調査（関係先への照会等を含む）
- ・ 損害保険契約の保険金等の支払いの判断・手続き、その他契約の履行・管理
- ・ 保険事故に係る各種付帯サービスの案内または提供
- ・ 再保険契約の締結や再保険金等の受領、およびそれらのために再保険会社等に個人情報の提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む）
- ・ 保険制度の健全な運営のために、一般社団法人 日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者からの提供を受けること

(3) その他

- ・ 当社が取扱う金融商品、および各種サービスの案内、または提供
- ・ 損害保険商品等の金融商品、各種サービスの代理、媒介、取次
- ・ 各種イベント・キャンペーン、セミナーの案内、各種情報の提供
- ・ 新たな商品・サービスの開発のための市場調査、データ分析ならびにアンケートの実施
- ・ 問い合わせ・依頼等への対応
- ・ 当社が有する債権の回収
- ・ 保険契約の締結又は保険金の請求に際して行われる不正行為の排除、ならびに損害保険代理店への適切な委託・監督を行うための、損害保険会社等との間の共同利用
- ・ 当社が、上記（１）、（２）および（３）の業務のために、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供を行い、またはこれらのものから提供を受けること
- ・ 他の事業者から個人情報の処理の全部又は一部について委託された場合等における、委託された業務の適切な遂行
- ・ お客様とのお取引を適切かつ円滑にするための利用・提供

当社は、当社からの商品・サービスに関するダイレクトメールの送付について、ご本人からの中止の申出があった場合は、利用を中止いたします。

利益相反管理方針

当社は、当社または当社グループ金融機関が行う取引によってお客さまの利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれがある取引を管理します。

1. 対象取引および特定方法

(1) 対象取引

「利益相反のおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）とは、当社または当社グループ金融機関が行う取引のうち、「お客さまの利益を不当に害するおそれがある取引」をいいます。

なお、「お客さま」とは、当社または当社グループ金融機関とすでに取引関係にある、または取引関係に入る可能性のあるお客さまをいいます。また、当社グループ金融機関とは保険業法第100条の2の2第2項に定める親金融機関等に該当する会社をいいます。

(2) 対象取引の種類および特定方法

①対象取引の種類

対象取引には次に掲げるような類型があります。

- ・お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の利益が相反する取引
- ・お客さまの利益と当社または当社グループ金融機関の他のお客さまの利益が相反する取引

②特定方法

対象取引に該当するか否かの特定については、個別事情を総合的に考慮のうえ特定します。

2. 対象取引の管理方法

対象取引に該当する取引を認識した場合、当該取引に関して次に掲げる方法その他の方法による措置を講じて、お客さまの保護を適切に行うよう管理します。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門間で当該取引に係る情報について遮断を行う方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件または方法を変更する、もしくは提供する役務を限定する方法
- (3) 対象取引または当該お客さまとの取引を回避する方法
- (4) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示し同意を取得する方法

3. 利益相反管理態勢

当社は、利益相反管理部署および利益相反管理責任者を設置し、対象取引の特定および管理を統括するとともに、利益相反管理態勢の検証および改善ならびに利益相反管理に関する教育・研修を行います。

反社会的勢力に対する基本方針

当社は、社会の秩序と公共の信頼維持のために、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、役職員一同これを遵守することにより、反社会的勢力との関係を一切遮断・排除します。

1. 組織としての対応

反社会的勢力に対しては、倫理綱領・社内規程等に明文の根拠を設け、経営トップ以下、組織全体として対応します。

2. 外部専門機関との連携

平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築することに努めます。

3. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求を拒絶し、必要に応じて民事および刑事の両面から法的対応を行います。

4. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力との裏取引は絶対に行いません。

反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

5. 役職員の安全確保

反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。

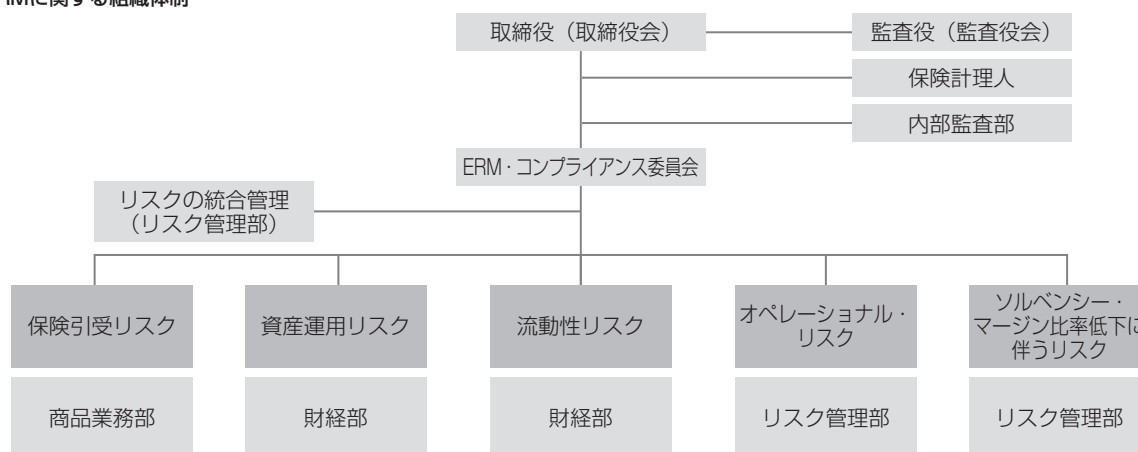
戦略的リスク管理経営（ERM）

会社の業務内容と運営

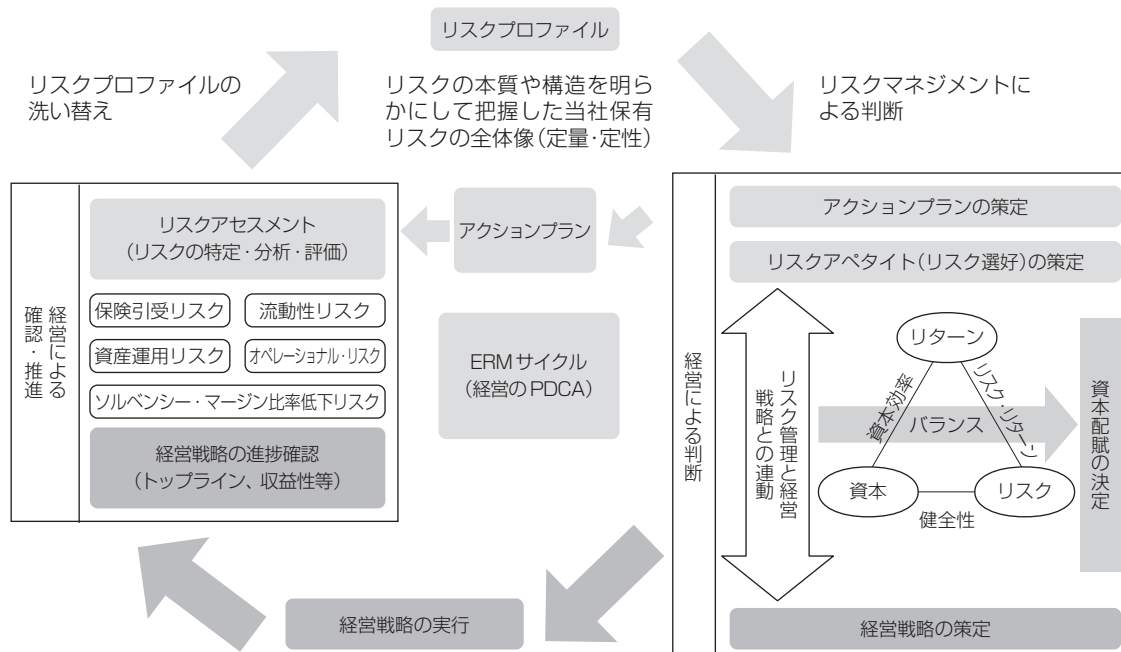
当社は、不測の損失を極小化するとともに、資本を有効活用し、適切なリスクコントロールのもと収益を向上させ、当社の企業価値の最大化を図ることを目的とした「戦略的リスク管理経営（ERM）」の実践に取り組んでいます。

- ・当社では、取締役社長を委員長とするERM・コンプライアンス委員会を設置しています。ERM・コンプライアンス委員会は、経営の健全性・適切性の確保、企業価値の最大化を目的として、リスク管理に関する重要な施策を審議するとともに、施策結果の分析・評価を行い、常にリスク管理の高度化を図る役割を担っています。
- ・取締役会は「ERM基本方針」「ERM規則」「ERM・コンプライアンス委員会規則」や資本配賦等のリスクテイクに関する計画を策定するとともに、ERM・コンプライアンス委員会からリスクの状況について報告を受け、これに基づき必要な指示を行います。
- ・当社では、定期的にリスクの洗い出しを行い、リスクマップとして取りまとめたうえで、経営に重大な影響をおよぼす可能性のあるリスク（重要リスク）を選定しています。
- ・取締役会は、リスクマネジメント・コンプライアンスの具体的な実践計画であるリスクマネジメント・コンプライアンスプログラムを策定しています。ERM・コンプライアンス委員会は、このプログラムに基づく重要リスクへの取組状況をモニタリングしたうえで、取締役に報告しています。
- ・管理対象とすべきリスクを「保険引受リスク」「資産運用リスク」「流動性リスク」「オペレーショナル・リスク」「ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク」に分類し、それぞれのリスクの管理を担当する部署を定め、各リスクの主管部署において定量・定性両面からリスクの把握、分析・評価、コントロールを行っています。
- ・統合リスク管理を担当する部署を定め、保険引受リスク、資産運用リスクおよびオペレーショナル・リスクを対象に、統計的確率モデル等合理的な手法により算出された会社全体の統合リスク量を測定し、年初に定めたリスクテイクの上限額内に収まっていることをモニタリングしています。
- ・リスク計量化手法の限界を補うとともに、将来の不利益が財務の健全性に与える影響をチェックし、必要に応じて追加的に経営上または財務上の対応をとってゆくことを目的としてシナリオ・ストレス・テストおよびリバース・ストレス・テストを実施しています。

ERMに関する組織体制



ERMサイクル（経営のPDCA）



■ 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生状況等が保険料設定時の予測に反して変動することにより、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社では、各保険商品（種目）毎に安定的な保険金支払が可能となるような適切な商品の開発・保険料率の設定を行うとともに、所定の引受基準に基づき保険引受を行っています。また、保有基準を設定し、これを超過する契約の保有または再保険の手配については、ERM・コンプライアンス委員会で審議を行い、過度なリスク集中の回避に努めています。
- ・再保険契約においては、再保険会社の倒産などによる再保険金回収不能や過度の受再取引による巨額損失の責任負担等が発生する事態が考えられます。当社では、このような事態を防止するために、再保険規程を定め、再保険取引によるリスクを適切に管理するよう努めています。なお、台風などの風水災害リスクについては、ひとたび発生すると巨額の保険金支払責任を負う可能性があるため、その大部分について比例再保険を手配しています。

■ 資産運用リスク

資産運用リスクとは、株価・金利・為替などの市場の相場が変動すること、または与信先の破綻などにより保有する資産の価値が減少し、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社の運用資産は、公社債を中心に構成されており、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに資産の自己査定を行い、適正な引当を行っています。
- ・金利リスクについては、統計的な手法に基づきリスク量を測定するほか、定期的にストレステストを実施することにより厳正なリスクの把握に努めています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、自然災害等巨大災害の発生に伴う巨額の保険金支払等によって資金繰りが悪化し、通常よりも著しく不利な価格で資産売却せざるを得なくなるリスクや、市場の混乱等により取引ができなかったり、著しく不利な価格での取引を余儀なくされるリスクをいいます。

- ・当社では、流動性リスクへの対応策として、流動性リスクに関わる諸情報の収集・分析を行い、手元流動性の状況を把握するとともに、流動性確保等の資金繰り管理、再保険回収にかかるリスクの管理を行っています。

■ オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員および保険募集人の活動、システムが不適切であること等により当社が損失・損害を被るリスクをいいます。

- ・当社は、オペレーショナル・リスクをさらに事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスクに分類し、それぞれのリスクに対して管理担当部署、またそれらを統括する主管部署を定めて、リスクの軽減および損失の最小化に努めています。

■ ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスク

ソルベンシー・マージン比率低下に伴うリスクとは、ソルベンシー・マージン比率の低下の結果、経済的価値もしくはブランド等の無形的な価値が変動または毀損することにより、損失を被るリスクをいいます。

- ・当社は経営戦略・経営計画とソルベンシー・マージン比率との整合性に留意しつつ、中長期的な観点から経営の健全性が損なわれることのないようリスクを適切に管理しています。

健全な保険数理に基づく責任準備金の確認についての合理性および妥当性

長期の第三分野保険（長期就業不能所得補償保険）については、ストレステストおよび負債十分性テストを実施することで責任準備金の積み立ての適切性を確保しています。

ストレステストでは、予め設定されている予定事故発生率が十分なリスクをカバーしているかを確認します。具体的には、実績の保険事故発生率等に基づいて将来10年間の発生率に関するリスクを99.0%の確率でカバーすることができない場合、その不足額を危険準備金Ⅳとして積み立てます。また、リスクの97.7%をカバーすることができない場合、さらに負債十分性テストを実施し、追加して責任準備金を積み立てることの可否を検討します。

当社では、詳細な実施手続きを社内規程に定めており、それに基づき合理的かつ妥当なストレステストを実施しています。

ストレステストの結果、2024年度は、十分なリスクをカバーしていることが確認されたため、危険準備金Ⅳおよび追加責任準備金の積み立ては行っていません。

2. 会社の主要な業務に関する事項

■ 2024年度の事業の概況	26
■ 主要な業務の状況を示す指標の推移	26
■ 業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標	27
■ 経理に関する指標	31
■ 資産運用に関する指標	33
■ 特別勘定に関する指標	37
■ 責任準備金の残高	37
■ 期首時点支払備金（見積り額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）	37
■ 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表	37

2024年度の事業の概況

2024年度の我が国経済は、引続き円安基調に伴う旺盛なインバウンド需要や国内大手企業を中心とする賃上げから、インフレ基調が見られ、国内景気は回復傾向にあります。これらの状況のもと当社はLTD事業、BAI事業の安定成長、株主2社との連携強化、事業領域の拡大、強みの磨き上げ、ブランドの確立、経営基盤強化・人材育成に取り組んでまいりました。

当期の元受正味保険料は5,317百万円となり、収益性重視の取り組みにより傷害保険、信用保険とも減収となったことから、前期に比べて788百万円、12.9%減収いたしました。

元受正味保険料に受再正味保険料、出再正味保険料を加減した正味収入保険料は6,448百万円となり、前期に比べて493百万円、7.1%減収いたしました。

当期の正味支払保険金は2,509百万円となり、保険金支払件数の増加により前期に比べて383百万円、18.0%増加いたしました。正味損害率は41.6%となりました。

また、回収再保険見込額と既発生未報告損害に対する支払備金を加減した正味支払備金は45百万円の戻入となり、責任準備金は117百万円の戻入となりました。

営業費及び一般管理費は1,349百万円となり、経費節減に努めた結果、前期に比べて68百万円減少いたしました。資産運用収益は、安全性と流動性を優先し、信用力の高い債券を中心に運用した結果、39百万円となりました。

以上の結果、経常利益は839百万円となり、前期に比べて134百万円増加いたしました。経常利益に特別利益、特別損失、法人税等を加減算した当期純利益は630百万円となり、前期に比べて122百万円増加いたしました。

今後の我が国経済は、緩やかな景気回復が期待されますが、米国の通商政策の影響や物価上昇の継続による消費者マインドの下振れ等、景気の下押しが懸念されます。こうした状況の中、当社は2023年度から新たな中期経営計画をスタートさせました。親会社である三菱HCキャピタルグループとのシナジーの発揮、事業ポートフォリオ変革による卓越した収益性の確保、将来の成長につながるDX活用、新規ビジネス、人材育成に取り組んでいます。お客様を取り巻く問題の解決やお客様の持続的な成長を支援し、社会価値を創出することで、持続可能で豊かな未来に貢献してまいります。

主要な業務の状況を示す指標の推移

(単位：百万円)					
年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
項目					
経常収益	5,419	5,253	6,163	6,996	6,674
経常利益	23	502	553	705	839
当期純利益	7	353	403	507	630
資本金	6,200	6,200	6,200	6,200	6,200
(発行済株式総数)	(156,000株)	(156,000株)	(156,000株)	(156,000株)	(156,000株)
純資産額	6,937	7,276	7,637	8,110	8,338
総資産額	18,635	19,503	20,802	22,058	22,048
(積立勘定として経理された資産額)	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
責任準備金残高	4,895	4,812	5,544	5,880	5,762
貸付金残高	181	181	182	182	183
有価証券残高	7,877	11,332	13,868	13,794	14,685
ソルベンシー・マージン比率	2,360.6%	2,304.6%	2,250.9%	2,129.0%	2,075.9%
配当性向	－	－	－	－	41.1%
従業員数	90名	90名	89名	90名	88名
正味収入保険料	5,380	5,131	6,115	6,941	6,448

業務の状況を示す指標および保険契約に関する指標

会社の主要な
業務に関する事項

■ 正味収入保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災	3	37	121
傷害	5,017	5,359	5,194
その他	1,093	1,544	1,132
(うち賠償責任)	(-)	(3)	(27)
(うち信用・保証)	(1,087)	(1,535)	(1,081)
合計	6,115	6,941	6,448

(注) 正味収入保険料＝元受正味保険料＋受再正味保険料－出再正味保険料

■ 元受正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災	76	78	72
傷害	5,014	4,750	4,406
その他	1,020	1,276	838
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(1,016)	(1,273)	(835)
合計	6,110	6,105	5,317

(注) 元受正味保険料＝元受保険料－(元受解約返戻金＋元受その他返戻金)

■ 受再正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災	3	37	121
傷害	6	621	811
その他	200	501	533
(うち賠償責任)	(-)	(3)	(27)
(うち信用・保証)	(198)	(494)	(485)
合計	210	1,160	1,465

(注) 受再正味保険料＝受再保険料－(受再解約返戻金＋受再その他返戻金)

■ 出再正味保険料

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災	76	78	72
傷害	2	12	23
その他	126	233	239
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(126)	(233)	(239)
合計	205	324	334

(注) 出再正味保険料＝出再保険料－(再保険返戻金＋その他再保険収入)

■ 解約返戻金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災	3	1	4
傷害	5	3	1
その他	2	10	12
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(2)	(10)	(12)
合計	10	15	17

(注) 解約返戻金＝元受解約返戻金＋受再解約返戻金

■ 保険引受利益

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		△49	△38	△32
傷害		417	717	485
その他		148	△22	328
(うち賠償責任)		(-)	(△0)	(0)
(うち信用・保証)		(175)	(2)	(332)
合計		517	656	781

(注) 保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

■ 正味支払保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		3	7	14
傷害		1,479	1,735	1,844
その他		338	383	651
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(338)	(383)	(651)
合計		1,821	2,126	2,509

(注) 正味支払保険金＝元受正味保険金＋受再正味保険金－出再正味保険金

■ 元受正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		47	24	23
傷害		1,468	1,609	1,548
その他		389	418	509
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(389)	(418)	(509)
合計		1,905	2,051	2,082

(注) 元受正味保険金＝元受保険金－元受保険金戻入

■ 受再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		2	7	13
傷害		13	128	298
その他		10	16	206
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(10)	(16)	(206)
合計		27	152	518

(注) 受再正味保険金＝受再保険金－受再保険金戻入

■ 出再正味保険金

(単位：百万円)

種目	年度	2022年度	2023年度	2024年度
火災		46	23	23
傷害		2	2	3
その他		62	51	64
(うち賠償責任)		(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)		(62)	(51)	(64)
合計		111	78	91

(注) 出再正味保険金＝出再保険金－再保険金割戻

■ 1人当たり保険料

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
従業員1人当たり元受正味保険料		68	67	60

(注) 従業員1人当たり元受正味保険料＝元受正味保険料÷従業員数

■ 契約者配当金の額

該当事項はありません。

■ 正味損害率、正味事業費率およびその合算率

(単位：％)

年度 種目	2022年度			2023年度			2024年度		
	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災	328.4	1,303.0	1,631.4	38.9	145.1	184.0	17.9	66.1	84.0
傷害	31.9	45.2	77.2	35.0	51.1	86.1	38.3	51.3	89.6
その他	32.2	37.9	70.1	26.0	26.3	52.2	59.6	35.0	94.7
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(0.1)	(51.0)	(51.1)	(0.1)	(58.8)	(58.9)
(うち信用・保証)	(32.1)	(35.5)	(67.7)	(25.9)	(24.5)	(50.4)	(62.3)	(33.6)	(95.9)
合計	32.1	44.6	76.7	33.0	46.1	79.1	41.6	48.7	90.4

(注) 1. 正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料
2. 正味事業費率＝(諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料
3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

■ 出再控除前の発生損害率、事業費率およびその合算率

(単位：％)

年度 種目	2022年度			2023年度			2024年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	45.7	60.4	106.1	29.8	41.5	71.3	35.6	54.0	89.6
傷害	38.8	47.3	86.0	38.8	52.0	90.9	35.1	51.8	86.9
その他	31.7	42.3	74.0	45.6	29.3	74.9	56.2	30.0	86.1
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)	(0.3)	(167.2)	(167.5)	(0.1)	(92.7)	(92.8)
(うち信用・保証)	(31.6)	(39.8)	(71.4)	(45.6)	(27.7)	(73.2)	(57.2)	(28.4)	(85.7)
合計	37.6	46.5	84.1	40.2	46.6	86.8	39.9	46.9	86.8

(注) 1. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
2. 発生損害率＝(出再控除前の発生損害額＋損害調査費)÷出再控除前の既経過保険料
3. 事業費率＝(支払諸手数料及び集金費＋保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷出再控除前の既経過保険料
4. 合算率＝発生損害率＋事業費率
5. 出再控除前の発生損害額＝支払保険金＋出再控除前の支払備金積増額
6. 出再控除前の既経過保険料＝収入保険料－出再控除前の未経過保険料積増額

■ 国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位：％)

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
国内契約		100.0	100.0	99.5
海外契約		-	0.0	0.5

(注) 収入保険料(元受正味保険料と受再正味保険料の合計)について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

■ 出再を行った再保険者の数と出再保険料の上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の 出再先に集中している割合(％)
2023年度	2	100.0
2024年度	2	100.0

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者(プール出再を含む)を対象にしています。

■ 出再保険料の格付ごとの割合 (単位：%)

格付区分	A以上	BBB以上	その他（格付なし・不明・BB以下）	合計
2023年度	100%	－	－	100.0%
2024年度	100%	－	－	100.0%

(注) プール出再を除き、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者を対象にしています。

■ 未収再保険金 (単位：百万円)

種目計	年度	2022年度	2023年度	2024年度
1 年度開始時の未収再保険金		24	74	47
2 当該年度に回収できる事由が発生した額		92	74	89
3 当該年度回収等		42	101	93
4 年度末の未収再保険金（1+2-3）		74	47	43

(注) 地震保険に係る金額を除いています。

経理に関する指標

会社の主要な
業務に関する事項

■ 支払備金

(単位：百万円)

年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
種目			
火災	2	7	15
傷害	6,427	6,593	6,412
その他	84	371	498
(うち賠償責任)	(-)	(-)	(-)
(うち信用・保証)	(84)	(371)	(498)
合計	6,514	6,972	6,926

■ 責任準備金

(単位：百万円)

年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
種目			
火災	48	50	91
傷害	4,380	4,241	4,477
その他	1,115	1,588	1,193
(うち賠償責任)	(-)	(2)	(13)
(うち信用・保証)	(1,097)	(1,567)	(1,153)
合計	5,544	5,880	5,762

■ 責任準備金積立水準

年度	2023年度末	2024年度末
区分		
積立方式	標準責任準備金	標準責任準備金
標準責任準備金対象契約		
標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式	平準純保険料式
積立率	100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率 = (実際に積立てている普通責任準備金 + 払戻積立金) ÷ (下記(1)～(3)の合計額)
- (1) 標準責任準備金対象契約に係る1996年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2) 標準責任準備金対象外契約に係る平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3) 2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

■ 引当金明細表

(単位：百万円)

区分		2022年度		2023年度		2024年度				摘要
		増減額	期末残高	増減額	期末残高	増加額	減少額		期末残高	
							目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	0	0	△0	－	0	－	－	0	
	個別貸倒引当金	－	－	－	－	－	－	－	－	
	特定海外債権引当勘定	－	－	－	－	－	－	－	－	
	計	0	0	△0	－	0	－	－	0	
賞与引当金		△20	81	4	86	93	86	－	93	
価格変動準備金		△3	9	2	12	2	－	－	14	

(注) 退職給付引当金に関する事項は、P.41に記載しています。

■ 貸付金償却の額

該当事項はありません。

■ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定いたします。
計算方法	○増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ○増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しております。 ○増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ○経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額
経常利益の減少額	52百万円 (注) 異常危険準備金残高の取崩額 12百万円

■ 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
人件費	914	947	928
物件費	522	594	554
税金・拠出金	36	41	40
負担金	－	－	0
諸手数料及び集金費	1,402	1,786	1,797
合計	2,875	3,369	3,321

(注) 1. 金額は損益計算書における「損害調査費」、「営業費及び一般管理費」ならびに「諸手数料及び集金費」の合計額です。
2. 負担金は保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

■ 減価償却費明細表

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2024年度償却額	償却累計額	2024年度末残高	償却累計率
有形固定資産					
建物	39	2	33	6	84.1%
その他の有形固定資産	57	4	49	7	86.8%
無形固定資産					
ソフトウェア	331	32	228	103	68.8%
合計	428	39	311	117	

資産運用に関する指標

会社の主要な
業務に関する事項

■ 資産運用方針

当社は、将来の保険金支払等に備えるべく、安全性・流動性の確保を第一とし、保険種目に応じた負債特性を考慮した資産運用を行っています。また、リスク管理にも十分留意した資産運用を行っています。

■ 現金および預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
現金	—	—	—
預貯金	4,722	5,926	5,137
（郵便振替・郵便貯金）	(0)	(0)	(111)
（当座預金）	(—)	(—)	(—)
（普通預金）	(4,721)	(5,925)	(5,025)
（通知預金）	(—)	(—)	(—)
（定期預金）	(—)	(—)	(—)
合計	4,722	5,926	5,137

■ 資産運用の概況

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
		構成比		構成比		構成比
預貯金	4,722	22.7%	5,926	26.9%	5,137	23.3%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	13,868	66.7%	13,794	62.5%	14,685	66.6%
貸付金	182	0.9%	182	0.8%	183	0.8%
土地・建物	11	0.1%	8	0.0%	6	0.0%
運用資産計	18,783	90.3%	19,912	90.3%	20,012	90.8%
総資産	20,802	100.0%	22,058	100.0%	22,048	100.0%

■ 利息配当収入の額および運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2022年度		2023年度		2024年度	
		利回り		利回り		利回り
預貯金	0	0.00%	0	0.00%	3	0.05%
コールローン	—	—	—	—	—	—
買現先勘定	—	—	—	—	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—	—	—
買入金銭債権	—	—	—	—	—	—
商品有価証券	—	—	—	—	—	—
金銭の信託	—	—	—	—	—	—
有価証券	25	0.19%	30	0.22%	35	0.25%
貸付金	0	0.09%	0	0.13%	0	0.41%
土地・建物	—	—	—	—	—	—
小計	25	0.14%	30	0.16%	39	0.20%
その他	—	—	—	—	—	—
合計	25	—	30	—	39	—

- (注) 1. 収入金額は損益計算書における「利息及び配当金収入」の金額です。
2. 平均運用額は原則として各月末残高（取得原価または償却原価）の平均に基づいて算出しています。
3. 「資産運用利回り（実現利回り）」は、2022年度は0.11%、2023年度は0.16%、2024年度は0.20%です。
4. 利回りの計算方法
(1) 運用資産利回り（インカム利回り）＝利息及び配当金収入÷月平均運用額
(2) 資産運用利回り（実現利回り）＝（資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用）÷月平均運用額

■ 海外投融資残高

該当事項はありません。

■ 商品有価証券の平均残高および売買高

該当事項はありません。

■ 保有有価証券の種類別残高

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比		構成比		構成比
国債		1,964	14.2%	1,941	14.1%	3,784	25.8%
地方債		－	－	－	－	－	－
社債		11,903	85.8%	11,852	85.9%	10,901	74.2%
株式		－	－	－	－	－	－
外国証券		－	－	－	－	－	－
その他の証券		－	－	－	－	－	－
合計		13,868	100.0%	13,794	100.0%	14,685	100.0%

■ 保有有価証券利回り（インカム利回り）

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
公社債		0.19%	0.22%	0.25%
株式		－	－	－
外国証券		－	－	－
その他の証券		－	－	－
合計		0.19%	0.22%	0.25%

■ 有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	期間	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2022年度末	国債	－	－	－	－	1,964	－	1,964
	地方債	－	－	－	－	－	－	－
	社債	1,002	3,108	3,812	3,979	－	－	11,903
	株式	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
	合計	1,002	3,108	3,812	3,979	1,964	－	13,868
2023年度末	国債	－	－	－	974	966	－	1,941
	地方債	－	－	－	－	－	－	－
	社債	1,802	3,792	4,209	2,047	－	－	11,852
	株式	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
	合計	1,802	3,792	4,209	3,021	966	－	13,794
2024年度末	国債	－	－	－	3,310	473	－	3,784
	地方債	－	－	－	－	－	－	－
	社債	2,294	4,737	3,869	－	－	－	10,901
	株式	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	－	－	－	－	－	－	－
	その他の証券	－	－	－	－	－	－	－
	合計	2,294	4,737	3,869	3,310	473	－	14,685

業種別保有株式の額

該当事項はありません。

貸付金の残存期間別残高

(単位：百万円)

期間 区分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合計
2022年度末	変動金利	－	－	－	－	－	181	181
	固定金利	－	1	－	－	－	－	1
	合計	－	1	－	－	－	181	182
2023年度末	変動金利	－	－	－	－	－	181	181
	固定金利	0	1	－	－	－	－	1
	合計	0	1	－	－	－	181	182
2024年度末	変動金利	－	－	－	－	－	182	182
	固定金利	－	0	1	－	－	－	1
	合計	－	0	1	－	－	182	183

貸付金の担保別残高

貸付金残高は、三菱HCキャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付および福利厚生用従業員向け貸付であり、担保は取得していません。

貸付金の使途別残高

貸付金残高は、三菱HCキャピタルグループ会社間の資金集中取引制度への貸付および福利厚生用従業員向け貸付です。

貸付金の業種別残高

(単位：百万円)

区分	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
	年度	構成比	年度	構成比	年度	構成比
農林・水産業	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－
建設業	－	－	－	－	－	－
製造業	－	－	－	－	－	－
卸売業・小売業	－	－	－	－	－	－
金融業・保険業	181	99.5%	181	99.2%	182	99.1%
不動産業・物品賃貸業	－	－	－	－	－	－
情報通信業	－	－	－	－	－	－
運輸業・郵便業	－	－	－	－	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－
サービス業等	－	－	－	－	－	－
その他	1	0.5%	1	0.8%	1	0.9%
(うち個人住宅・消費者ローン)	(1)	(0.5%)	(1)	(0.8%)	(1)	(0.9%)
計	182	100.0%	182	100.0%	183	100.0%
公共団体	－	－	－	－	－	－
公社・公団	－	－	－	－	－	－
約款貸付	－	－	－	－	－	－
合計	182	100.0%	182	100.0%	183	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じています。

■ 貸付金の規模別残高

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末		2023年度末		2024年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		181	99.5%	181	99.2%	182	99.1%
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		1	0.5%	1	0.8%	1	0.9%
一般貸付計		182	100.0%	182	100.0%	183	100.0%

- (注) 1. 大企業とは、資本金10億円以上の企業をいいます。
2. 中堅企業とは、1の「大企業」および3の「中小企業」以外の企業をいいます。
3. 中小企業とは、資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)
4. その他は、福利厚生用従業員向け貸付です。

■ 有形固定資産明細表

(単位：百万円)

区分	年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
土地		—	—	—
建物		11	8	6
建設仮勘定		11	—	—
小計		22	8	6
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		11	11	7
合計		33	20	13

(注) 有形固定資産は、すべて営業用です。

特別勘定に関する指標

■ 特別勘定資産残高

該当事項はありません。

■ 特別勘定資産

該当事項はありません。

■ 特別勘定の運用収支

該当事項はありません。

責任準備金の残高

(単位：百万円)

年度 種目	2022年度末						2023年度末						2024年度末					
	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計	普通責任 準備金	異常危険 準備金	危険 準備金	払戻 積立金	契約者配当 準備金等	合計
火災	21	26	0	—	—	48	22	28	0	—	—	50	50	40	0	—	—	91
傷害	2,090	2,290	0	—	—	4,380	1,779	2,462	0	—	—	4,241	1,848	2,629	0	—	—	4,477
その他	624	490	—	—	—	1,115	1,042	546	—	—	—	1,588	603	590	—	—	—	1,193
(うち賠償責任)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(2)	(0)	(—)	(—)	(—)	(2)	(12)	(0)	(—)	(—)	(—)	(13)
(うち信用・保証)	(619)	(477)	(—)	(—)	(—)	(1,097)	(1,034)	(533)	(—)	(—)	(—)	(1,567)	(577)	(576)	(—)	(—)	(—)	(1,153)
合計	2,736	2,807	0	—	—	5,544	2,843	3,036	0	—	—	5,880	2,503	3,259	0	—	—	5,762

期首時点支払備金（見積み額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

(単位：百万円)

会計年度	期首支払備金	前期以前 発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前 発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積み差額
2020年度	5,349	1,202	4,549	△402
2021年度	5,964	1,282	4,515	165
2022年度	6,312	1,491	4,586	233
2023年度	6,475	1,512	4,552	411
2024年度	6,640	1,600	4,580	459

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 地震保険に係る金額を除いて記載しています。
3. 当期把握見積み差額＝期首支払備金－（前期以前発生事故に係る当期支払保険金＋前期以前発生事故に係る当期末支払備金）

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積み額の推移表

■ 傷害

(単位：百万円)

事故発生年度		2020年度			2021年度			2022年度			2023年度			2024年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計保険金 ＋ 支払備金	事故発生年度末	1,454			1,827			1,999			2,128			1,822		
	1年後	1,719	1.18	264	1,878	1.03	51	1,826	0.91	△173	1,978	0.93	△149			
	2年後	1,567	0.91	△151	1,662	0.89	△215	1,793	0.98	△33						
	3年後	1,488	0.95	△79	1,467	0.88	△194									
	4年後	1,509	1.01	21												
最終損害見積み額		1,509			1,467			1,793			1,978			1,822		
累計保険金		1,100			1,181			990			536			69		
支払備金		408			285			802			1,441			1,753		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。
2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。
3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

3. 財産の状況

■ 計算書類	39
■ 保険業法に基づく債権	48
■ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況 (保険金信託業務を行う場合)	48
■ ソルベンシー・マージン比率	49
■ 時価情報等	50
■ 備考	51
■ 財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について	51

貸借対照表

(単位：百万円、%)

科目	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(資産の部)					
現金及び預貯金	5,926	26.9	5,137	23.3	△13.3
預貯金	5,926		5,137		
有価証券	13,794	62.5	14,685	66.6	6.5
国債	1,941		3,784		
社債	11,852		10,901		
貸付金	182	0.8	183	0.8	0.5
一般貸付	182		183		
有形固定資産	20	0.1	13	0.1	△32.3
建物	8		6		
その他の有形固定資産	11		7		
無形固定資産	136	0.6	103	0.5	△24.1
ソフトウェア	136		103		
その他の無形固定資産	0		0		
その他資産	697	3.2	551	2.5	△20.9
未収保険料	45		38		
代理店貸	195		218		
共同保険貸	223		55		
再保険貸	14		17		
外国再保険貸	33		26		
未収金	2		1		
未収収益	10		9		
預託金	93		94		
仮払金	78		90		
前払年金費用	73	0.3	80	0.4	9.5
繰延税金資産	1,227	5.6	1,293	5.9	5.3
貸倒引当金	-	-	△0	0.0	-
資産の部合計	22,058	100.0	22,048	100.0	0.0

貸借対照表の注記（2024年度）

- 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - 満期保有目的の債券の評価は償却原価法（定額法）により行っております。
 - その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法により行っております。
 - その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法により行っております。
- 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っております。
- 無形固定資産の減価償却は、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により行っております。
- 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠しております。
- 今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等に基づき貸倒実績率を算出し、それを基礎として求めた予想損失率を債権額に乘じることにより、今後の一定期間における損失見込額を算出し、当該損失見込額を引き当てております。
また、全ての債権について、資産の自己査定基準に基づき各所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(単位：百万円、%)

年度 科目	2023年度 (2024年3月31日現在)		2024年度 (2025年3月31日現在)		増減率
	金額	構成比	金額	構成比	
(負債の部)					
保険契約準備金	12,853	58.3	12,689	57.6	△1.3
支払備金	6,972		6,926		
責任準備金	5,880		5,762		
その他負債	896	4.1	807	3.7	△9.9
共同保険借	56		17		
再保険借	30		20		
外国再保険借	103		96		
未払法人税等	155		121		
未払金	135		90		
仮受金	415		461		
退職給付引当金	99	0.4	104	0.5	5.4
賞与引当金	86	0.4	93	0.4	7.5
特別法上の準備金	12	0.1	14	0.1	21.5
価格変動準備金	12		14		
負債の部合計	13,947	63.2	13,709	62.2	△1.7
(純資産の部)					
資本金	6,200	28.1	6,200	28.1	—
資本剰余金	1,600	7.3	1,600	7.3	—
資本準備金	1,600		1,600		
利益剰余金	421	1.9	793	3.6	88.0
利益準備金	—		51		
その他利益剰余金	421		741		
繰越利益剰余金	421		741		
株主資本合計	8,221	37.3	8,593	39.0	4.5
その他有価証券評価差額金	△111		△254		
評価・換算差額等合計	△111	△0.5	△254	△1.2	129.2
純資産の部合計	8,110	36.8	8,338	37.8	2.8
負債及び純資産の部合計	22,058	100.0	22,048	100.0	0.0

6. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌期から費用処理しております。

7. 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に計上しております。

8. 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

9. 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っております。

10. 保険料、支払備金および責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっております。

特に、初年度収支残を含む責任準備金は、平成10年大蔵省告示第232号に基づき計算しております。

11. 有形固定資産の減価償却累計額は83百万円であります。

12. 債権のうち破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権ならびに貸付条件緩和債権の額ならびにこれらの合計額は以下のとおりであります。

(1) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額はありません。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権であります。

(2) 危険債権額はありません。

なお、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

- (3) 3カ月以上延滞債権額はありません。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸付金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものであります。
- (4) 貸付条件緩和債権額はありません。
 なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- (5) 破産更生債権およびこれらに準ずる債権額、危険債権額、3カ月以上延滞債権額ならびに貸付条件緩和債権額の合計額はありません。
13. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 退職給付債務およびその内訳
- | | |
|-------------|---------|
| 退職給付債務 | △612百万円 |
| 年金資産 | 666百万円 |
| 未積立退職給付債務 | 53百万円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △77百万円 |
| 未認識過去勤務費用 | 0百万円 |
| 貸借対照表計上額の純額 | △24百万円 |
| 前払年金費用 | 80百万円 |
| 退職給付引当金 | △104百万円 |
- (2) 退職給付債務等の計算基礎
- | 退職給付見込額の期間配分方法 | 給付算定式基準 |
|----------------|-------------|
| 割引率 退職一時金 | 1.30% |
| 企業年金基金 | 1.94% |
| 長期期待運用収益率 | 2.0% |
| 過去勤務費用の処理年数 | 4.7年 |
| 数理計算上の差異の処理年数 | 10.3年～19.7年 |
14. 支払備金は以下のとおり計上しております。
- (1) 当年度の計算書類に計上した金額
 支払備金 6,926百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 保険業法第117条、同施行規則第72条および第73条の規定ならびに平成10年大蔵省告示第234号（以下「法令等」という。）に基づき、保険契約に基づき支払義務が発生した、または発生したと認められる保険金等のうち、まだ支払っていない金額を見積り、支払備金として積み立てております。
- ①算出方法
 法令等に基づき、普通支払備金については、支払事由の発生の報告があった保険契約について、支払事由の報告内容、保険契約の内容および損害調査内容等に基づき個別に支払見込額を見積もっており、また、既発生未報告損害支払備金（以下「IBNR備金」という。）については、まだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認められるものについて、保険種類等の計算単位ごとに、主として統計的手法を用いて見積もっております。
- ②翌年度の計算書類に与える影響
 法令等の改正、裁判の判例の動向、インフレおよび雇用情勢などの変動要因により、保険金等の支払額や支払備金の計上額が当初の見積りから変動する可能性があります。なお、IBNR備金は、過去の実績等を勘案し、適正な保険数理に基づき積み立てておりますが、支払事由の発生について未報告であること等に起因する不確実性を有しております。
15. 支払備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|------------------------------|----------|
| 支払備金（出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く） | 6,958百万円 |
| 上記に係る出再支払備金 | 31百万円 |
| 差引（イ） | 6,926百万円 |
| 地震保険に係る支払備金（口） | －百万円 |
| 計（イ）＋（口） | 6,926百万円 |
16. 責任準備金の内訳は次のとおりであります。
- | | |
|---------------------|----------|
| 普通責任準備金（出再責任準備金控除前） | 3,365百万円 |
| 上記に係る出再責任準備金 | 862百万円 |
| 差引（イ） | 2,503百万円 |
| その他責任準備金（口） | 3,259百万円 |
| 計（イ）＋（口） | 5,762百万円 |
17. 繰延税金資産の総額は1,315百万円、繰延税金負債の総額は22百万円であります。
 また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は0百万円であります。
 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金986百万円、支払備金142百万円であります。
 (法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)
 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率が28.00%から28.93%に変更となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）は35百万円増加し、当期純利益は32百万円増加しています。
18. 関係会社との金銭債権は235百万円、金銭債務は21百万円であります。
19. 1株当たりの純資産額は、53,452円50銭であります。
20. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

(金融商品関係)

当期(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は保険会社の運用資金の性格をふまえ、安全性、流動性、収益性を総合的に検討しながらリスク管理に十分留意し、債券、預金等による資産運用を行っております。また、負債特性に留意し、流動性に配慮した投資期間としております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当社は、債券等の固定金利資産を保有していることから、金利が上昇した場合には資産価値が減少するなど、市場関連リスクに晒されております。また、当社が保有している有価証券などは、発行体等の信用力の低下や破綻により、価値が大幅に減少する、あるいは利息や元本の回収が不能になるなど、信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、当社が抱えるリスクの状況を的確に把握し、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで財務の健全性を確保するとともに、リスクと収益を適切に管理し、リスクが発現した場合には的確な対応をとる態勢を構築するために、「ERM基本方針」を定め、「ERM・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、管理対象リスクごとに管理主管部署を定め、主管部署が「ERM基本方針」、「資産運用リスク管理規程」および「流動性リスク管理規程」に従い、適切にリスク管理を行い、定期的にERM・コンプライアンス委員会にリスク管理状況を報告しております。

①資産運用リスク(市場関連リスク・信用リスク)の管理

当社では、運用資産を国債、社債等を中心に構成し、投資案件の信用格付、時価等の情報収集に努め、早期に資産の劣化を検出して健全性の確保に努めるとともに、適正に資産の自己査定を行っております。

②流動性リスクの管理

当社では、日々の資金繰り管理のほかに、巨大災害発生時の保険金支払などの資金流出額を予想し、それに対応できる流動性資産が十分に確保されているかを把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券	14,685	14,646	△39
満期保有目的の債券	1,913	1,874	△39
その他有価証券	12,771	12,771	—
(2) 貸付金	183	183	—
資産計	14,869	14,829	△39

(注1) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	—	—	2,000	—
その他有価証券				
国債	—	—	2,000	—
社債	2,300	8,800	—	—
貸付金(*)	182	1	—	—
合計	2,482	8,801	4,000	—

(*) 貸付金のうち、期限の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(注2) 有価証券の保有目的ごとの区分における時価等

1) 満期保有目的の債券

(単位: 百万円)

	種類	時価	貸借対照表計上額	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債	1,874	1,913	△39
合計		1,874	1,913	△39

2) その他有価証券

(単位: 百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債	12,771	13,129	△358
合計		12,771	13,129	△358

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	5,941	6,830	－	12,771
貸付金	－	－	183	183
合計	5,941	6,830	183	12,955

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券	1,874	－	－	1,874
合計	1,874	－	－	1,874

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

1) 有価証券

活発な市場における無調整の相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しております。

公表された相場価格を使用していたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。

2) 貸付金

貸付金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく変わっていない限り、当該帳簿価額を時価とし、レベル3の時価に分類しております。

■ 損益計算書

(単位：百万円、%)

年度		2023年度 (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	2024年度 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)	増減率
科目				
経常損益の部	経常収益	6,996	6,674	△4.6
	保険引受収益	6,941	6,611	△4.8
	正味収入保険料	6,941	6,448	
	支払備金戻入額	－	45	
	責任準備金戻入額	－	117	
	資産運用収益	30	39	29.0
	利息及び配当金収入	30	39	
	その他経常収益	24	23	△2.2
	貸倒引当金戻入額	0	－	
	その他の経常収益	23	23	
	経常費用	6,290	5,834	△7.3
	保険引受費用	4,872	4,485	△7.9
	正味支払保険金	2,126	2,509	
	損害調査費	165	174	
	諸手数料及び集金費	1,786	1,797	
	支払備金繰入額	458	－	
	責任準備金繰入額	336	－	
	為替差損	－	2	
	その他保険引受費用	－	0	
	資産運用費用	－	－	－
	営業費及び一般管理費	1,417	1,349	△4.9
	その他経常費用	0	0	△59.4
	貸倒引当金繰入額	－	0	
	貸倒損失	－	0	
	その他の経常費用	0	0	
	経常利益	705	839	19.0
特別損益の部	特別利益	0	－	△100.0
	固定資産処分益	0	－	
	特別損失	3	2	△23.9
	固定資産処分損	0	0	
	価格変動準備金繰入額	2	2	
税引前当期純利益		702	837	19.2
法人税及び住民税		214	211	
法人税等調整額		△19	△4	
法人税等合計		195	207	6.1
当期純利益		507	630	24.2

■ 損益計算書の注記（2024年度）

1. 関係会社との取引による収益総額は600百万円、費用総額は585百万円であります。

2. ①正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	6,783百万円
支払再保険料	334百万円
差引	6,448百万円

②正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	2,600百万円
回収再保険金	91百万円
差引	2,509百万円

③諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりであります。

支払諸手数料及び集金費	1,880百万円
出再保険手数料	82百万円
差引	1,797百万円

④支払備金繰入額（△は支払備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額（出再支払備金控除前、（□）に掲げる保険を除く）	△42百万円
同上にかかる出再支払備金	3百万円
差引（イ）	△45百万円
地震保険にかかる支払備金繰入額（□）	－百万円
計（イ）＋（□）	△45百万円

⑤責任準備金繰入額（△は責任準備金戻入額）の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額（出再責任準備金控除前）	△396百万円
同上にかかる出再責任準備金	△56百万円
差引（イ）	△340百万円
その他責任準備金繰入額（□）	223百万円
計（イ）＋（□）	△117百万円

⑥利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	3百万円
有価証券利息	35百万円
貸付金利息	0百万円
計	39百万円

3. 当期における法定実効税率は28.00%であります。

4. 1株当たりの当期純利益は4,039円84銭であります。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。

退職給付費用およびその内訳

勤務費用	37百万円
利息費用	7百万円
期待運用収益	△12百万円
数理計算上の差異の費用処理額	4百万円
過去勤務費用の費用処理額	△0百万円
退職給付費用	37百万円

6. 関連当事者との取引については該当事項はありません。

7. 金額は、記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2023年度 (2023年 4月 1日から 2024年 3月31日まで)	2024年度 (2024年 4月 1日から 2025年 3月31日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		702	837
減価償却費		37	39
支払備金の増減額 (△は減少)		458	△45
責任準備金の増減額 (△は減少)		336	△117
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		△0	0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		7	5
賞与引当金の増減額 (△は減少)		4	6
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		2	2
利息及び配当金収入		△30	△39
有形固定資産損益 (△は益)		0	0
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は増加)		△143	132
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動関連) の増減額 (△は減少)		△166	△535
小 計		1,209	285
利息及び配当金の受取額		56	53
法人税等の支払額		55	241
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,321	580
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△996	△2,908
有価証券の売却・償還による収入		1,000	1,800
貸付による支出		△1	△1
貸付金の回収による収入		0	0
資産運用活動計		3	△1,109
(営業活動及び資産運用活動計)		(1,324)	(△528)
有形固定資産の取得による支出		△0	△1
有形固定資産の売却による収入		0	－
その他		△120	－
投資活動によるキャッシュ・フロー		△117	△1,110
財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金の支払額		－	△258
財務活動によるキャッシュ・フロー		－	△258
現金及び現金同等物に係る換算差額		－	－
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		1,203	△789
現金及び現金同等物期首残高		4,722	5,926
現金及び現金同等物期末残高		5,926	5,137

■ キャッシュ・フロー計算書の注記 (2024年度)

- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預貯金 5,137百万円
有価証券 14,685百万円
現金同等物以外の有価証券 △14,685百万円
現金及び現金同等物 5,137百万円
- 重要な非資金取引の内容
該当事項はありません。
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。
- 金額は記載単位未満を切捨てて表示しております。

■ 株主資本等変動計算書

2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
				繰越利益 剰余金					
当期首残高	6,200	1,600	1,600	△85	△85	7,714	△77	△77	7,637
当期変動額									
当期純利益	－	－	－	507	507	507	－	－	507
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	△33	△33	△33
当期変動額合計	－	－	－	507	507	507	△33	△33	473
当期末残高	6,200	1,600	1,600	421	421	8,221	△111	△111	8,110

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計				
					繰越利益 剰余金					
当期首残高	6,200	1,600	1,600	－	421	421	8,221	△111	△111	8,110
当期変動額										
剰余金の配当	－	－	－	51	△310	△258	△258	－	－	△258
当期純利益	－	－	－	－	630	630	630	－	－	630
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－	△143	△143	△143
当期変動額合計	－	－	－	51	319	371	371	△143	△143	227
当期末残高	6,200	1,600	1,600	51	741	793	8,593	△254	△254	8,338

■ 株主資本等変動計算書の注記（2024年度）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数 （千株）	当期増加株式数 （千株）	当期減少株式数 （千株）	当期末株式数 （千株）
発行済株式				
普通株式	156	－	－	156
自己株式	－	－	－	－
合計	156	－	－	156

2. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。3. 配当に関する事項
（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	258	1,660	2024年3月31日	2024年6月27日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	405	2,600	2025年3月31日	2025年6月24日

■ 1株当たり配当等

区分	年度	2022年度	2023年度	2024年度
1株当たり配当額		—	—	1,660円
1株当たり当期純利益		2,583円58銭	3,251円80銭	4,039円84銭
1株当たり純資産額		48,956円29銭	51,992円93銭	53,452円50銭
従業員1人当たり総資産		233百万円	245百万円	250百万円

保険業法に基づく債権

(単位：百万円)			
区分 \ 年度	2022年度	2023年度	2024年度
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	—	—	—
危険債権	—	—	—
3カ月以上延滞債権	—	—	—
貸付条件緩和債権	—	—	—
小計	—	—	—
正常債権	182	182	183
合計	182	182	183

- (注) 1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権に該当しない債権をいいます。
3. 3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸付金で破産更生債権およびこれらに準ずる債権ならびに危険債権に該当しないものをいいます。
4. 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、3カ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。
5. 正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、注1から4までに掲げる債権以外のものに区別される債権をいいます。

元本補てん契約のある信託に係る貸出金の状況（保険金信託業務を行う場合）

該当事項はありません。

ソルベンシー・マージン比率

財産の状況

(単位：百万円)				
項目	年度	2022年度末	2023年度末	2024年度末
(A) ソルベンシー・マージン総額		10,424	10,921	11,254
資本金又は基金等		7,714	7,963	8,187
価格変動準備金		9	12	14
危険準備金		0	0	0
異常危険準備金		2,807	3,036	3,259
一般貸倒引当金		0	－	0
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益（税効果控除前）		△107	△154	△358
土地の含み損益		－	－	－
払戻積立金超過額		－	－	－
負債性資本調達手段等		－	－	－
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額		－	－	－
控除項目		－	－	－
その他		－	63	150
(B) リスクの合計額		926	1,025	1,084
$\sqrt{(R_1 + R_2)^2 + (R_3 + R_4)^2} + R_5 + R_6$				
一般保険リスク（R ₁ ）		732	843	818
第三分野保険の保険リスク（R ₂ ）		－	－	－
予定利率リスク（R ₃ ）		0	0	0
資産運用リスク（R ₄ ）		439	438	390
経営管理リスク（R ₅ ）		36	26	27
巨大災害リスク（R ₆ ）		35	48	150
(C) ソルベンシー・マージン比率 [(A) ÷ {(B) × 1/2}] × 100		2,250.9%	2,129.0%	2,075.9%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

[ソルベンシー・マージン比率]

- ・損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- ・こうした「通常の予測を超える危険」を示す「リスクの合計額」（上表の（B））に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（すなわちソルベンシー・マージン総額：上表の（A））の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「ソルベンシー・マージン比率」（上表の（C））です。
- ・「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険（「一般保険リスク」…上表の R_1 、「第三分野保険の保険リスク」…上表の R_2 ）
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険（巨大災害に係る危険を除く。）
 - ②予定利率上の危険（「予定利率リスク」…上表の R_3 ）
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険（「資産運用リスク」…上表の R_4 ）
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険（「経営管理リスク」…上表の R_5 ）
業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および下記⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険（「巨大災害リスク」…上表の R_6 ）
通常の予測を超える巨大災害（関東大震災や伊勢湾台風相当）により発生し得る危険
- ・「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」（ソルベンシー・マージン総額）とは、損害保険会社の純資産（社外流出予定額等を除く）、諸準備金（価格変動準備金・異常危険準備金等）、土地の含み益の一部等の総額をいいます。
- ・ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、保険会社の経営の健全性を判断するための客観的な指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

時価情報等

1.有価証券

■ 売買目的有価証券

該当事項はありません。

■ 満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		年度	2023年度			2024年度		
			時	価	貸借対照表計上額	差額	時	価
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公社債		—	—	—	—	—	—
	外国証券		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	小計		—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公社債		—	—	—	1,874	1,913	△39
	外国証券		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	小計		—	—	—	1,874	1,913	△39
合計			—	—	—	1,874	1,913	△39

■ 子会社株式および関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

■ その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

区分		年度	2023年度			2024年度		
			貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	公社債		—	—	—	—	—	—
	株式		—	—	—	—	—	—
	外国証券		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	小計		—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	公社債		13,794	13,948	△154	12,771	13,129	△358
	株式		—	—	—	—	—	—
	外国証券		—	—	—	—	—	—
	その他		—	—	—	—	—	—
	小計		13,794	13,948	△154	12,771	13,129	△358
合計			13,794	13,948	△154	12,771	13,129	△358

■ 当期中に売却した満期保有目的の債券およびその他有価証券

該当事項はありません。

■ 時価のない主な有価証券の内容および貸借対照表計上額

該当事項はありません。

2.金銭の信託

該当事項はありません。

3.デリバティブ取引 (有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)

該当事項はありません。

4.保険業法に規定する金融等デリバティブ取引

該当事項はありません。

5.先物外国為替取引

該当事項はありません。

6.有価証券関連デリバティブ取引 (7に掲げるものを除く。)

該当事項はありません。

7.金融商品取引法に規定する有価証券先物取引もしくは有価証券先渡取引、 外国金融商品市場における有価証券先物取引と類似の取引

該当事項はありません。

備考

- 保険業法第111条第1項の規定により、公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表および損益計算書については、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの会計監査を受けており、適法である旨の証明を受けています。

財務諸表の適正性および財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

- 当社の2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）の財務諸表の適正性および作成に係る内部監査の有効性につきましては、当社取締役社長が確認しています。

4. 会社の概況と組織

- 組織 53
- 株主・株式の状況 54
- 役員の状況 55
- 従業員の状況 57
- 会計監査人の状況 57
- 保険会社およびその子会社等の概況 57

組織図



本店所在地

東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル（TEL：代表03-5276-1391）
当社は現在、国内支店を有しておりません。

海外ネットワーク

当社は現在、海外に子会社、出資会社、駐在員事務所、代理店などの活動拠点を有しておりません。

株主・株式の状況

■ 基本事項

- ・ 定時株主総会開催時期 4月1日から3ヵ月以内に開催いたします。
- ・ 決算期日 3月31日
- ・ 公告方法 電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
決算公告については当社ホームページをご参照ください。
(<https://www.capital-sonpo.co.jp>)

■ 株主総会

- ・ 第31回定時株主総会（決議日：2025年6月23日）
報告事項
第31期（2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで））事業報告及び計算書類報告の件
上記の内容について通知いたしました。
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
第2号議案 監査役1名選任の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。
第3号議案 剰余金処分の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

■ 株式の分布状況

(2025年7月1日現在)

区分	株主数（人）	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する割合（％）
その他法人	2	156,000	100
合計	2	156,000	100

■ 株主

(2025年7月1日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
三菱HCキャピタル株式会社	東京都千代田区丸の内1-5-1	123,800	79.4
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-26-1	32,200	20.6
合計	—	156,000	100.0

■ 資本金の推移

年月日	発行済株式総数（株）		資本金（千円）		資本準備金（千円）		摘要
	増減数	残高	増減額	残高	増減額	残高	
1994年 6月21日	—	60,000	—	3,000,000	—	—	設立
1996年 11月30日	20,000	80,000	1,000,000	4,000,000	—	—	株主に対する割当増資
2000年 3月24日	10,000	90,000	500,000	4,500,000	—	—	株主に対する割当増資
2001年 3月27日	2,000	92,000	100,000	4,600,000	—	—	株主に対する割当増資
2008年 1月31日	22,100	114,100	552,500	5,152,500	552,500	552,500	株主に対する割当増資
2008年 3月28日	41,900	156,000	1,047,500	6,200,000	1,047,500	1,600,000	有償 第三者割当増資

■ 最近の新株発行

種類	発行年月日	発行株式数（株）	発行総額（百万円）	摘要
普通株式	2008年1月31日	22,100	1,105	株主割当 発行価額5万円
普通株式	2008年3月28日	41,900	2,095	有償 第三者割当 発行価額5万円

■ 最近の社債発行

該当事項はありません。

役員 の 状況

(2025年7月1日現在)

会社の概況と組織

取締役

役名 および職名	氏名 (生年月日)	略歴	管掌業務
代表取締役 取締役社長	坂口 智也 さかぐち ともや (1963年9月29日生)	1987年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2012年 4月 株式会社損害保険ジャパン 企業営業第一部担当部長 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2012年 10月 同社 関西総務部長 2013年 4月 同社 関西総務部長 兼 日本興亜損害保険株式会社 関西総務部長(現 損害保険ジャパン株式会社) 2014年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 関西総務部長 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2016年 4月 同社 名古屋企業営業部長 2018年 10月 同社 企業営業第六部長 2020年 4月 損害保険ジャパン株式会社 企業営業第六部長 2022年 4月 当社 代表取締役 取締役社長 (現職)	統括 内部監査部
取締役	斎藤 裕之 さいとう ひろゆき (1966年2月5日生)	1989年 4月 日立リース株式会社 入社 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2008年 4月 日立キャピタル株式会社 営業第二部 部長 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2011年 4月 同社 中部法人支店 支店長 2014年 4月 同社 ニュービジネスデザイン本部 事業推進部 部長 2015年 4月 同社 サービス事業本部 BPO事業推進室 室長 2017年 4月 同社 日立グループ事業本部 BPO本部 本部長 2018年 4月 同社 理事 アカウント事業本部 本部長 2021年 4月 三菱HCキャピタル株式会社 役員理事 事業企画本部 日本事業企画部長 2022年 4月 同社 役員理事 営業統括本部 営業統括部長 2023年 4月 当社 出向取締役 (現職)	商品業務部、 経営企画部、 経緯部、 リスク管理部、 情報システム部
取締役	鶴見 展哉 つるみ のぶや (1967年7月20日生)	1990年 4月 安田火災海上保険株式会社入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2006年 4月 同社 企業営業企画部リーダー 2009年 4月 同社 札幌支店営業第三課リーダー (課長) 2011年 4月 同社 営業開発第二部第三課リーダー (課長) 2014年 4月 同社 団体・公務開発部第三課リーダー (課長) 2016年 4月 SOMPORリスクアマネジメント株式会社 出向 取締役執行役員 (現 SOMPORリスクマネジメント株式会社) 2019年 4月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 静岡業務部担当部長 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2021年 4月 損害保険ジャパン株式会社 静岡法人営業部担当部長 2024年 4月 当社 出向取締役 (現職)	LTD営業部、 BAI営業部、 営業戦略部、 保険金サービス 部、 事務統括部
取締役 (非常勤)	北原 克哉 きたはら かつや (1964年8月22日生)	1989年 4月 ダイヤモンドリース株式会社 入社 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2011年 10月 三菱UFJリース株式会社 人事部副部長 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2014年 5月 同社 人事部長 2017年 5月 同社 第五営業部長 2018年 4月 同社 セクター第五営業部長 2018年 6月 同社 執行役員 セクター第五営業部長 2021年 4月 三菱HCキャピタル株式会社 理事 セクター第五営業部長 2022年 4月 同社 常務執行役員 (現職) カスタマーソリューションユニット 営業統括本部長 (共同本部長) 2023年 4月 同社 カスタマーソリューションユニット 営業統括本部長 (現職) 2023年 6月 当社 取締役 (現職)	

■ 監査役

役名 および職名	氏名 (生年月日)	略歴
監査役	西田 政夫 にしだ まさお (1960年11月5日生)	1983年 4月 日立クレジット株式会社 入社 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2000年 5月 同社 財務部長 2000年 10月 日立キャピタル株式会社 財務第二部長 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2003年 10月 同社 本社第五営業本部 営業部長 2005年 9月 同社 財務部長 2008年 4月 同社 業務役員 財務部門 財務部長 2011年 4月 同社 業務役員常務 経理部長 2012年 4月 同社 執行役 財務本部長 2014年 4月 同社 執行役常務 CFO & CIO & CPO 財務統括本部長 兼 スマートプロジェクト推進本部副本部長 2015年 4月 同社 執行役常務 CCO リスクマネジメント統括本部長 当社 監査役 2019年 6月 同社 執行役常務 営業統括本部 ASEAN地域担当、 Hitachi Capital Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director (現 Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte.Ltd.) 当社 監査役退任 2020年 4月 同社 執行役 ASEAN 地域責任者 Hitachi Capital Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director (現 Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte.Ltd.) 2021年 4月 三菱HCキャピタル株式会社 常務執行役員 ASEAN地域責任者、 Hitachi Capital Asia Pacific Pte. Ltd. CEO & Managing Director (現 Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte.Ltd.) 2021年 7月 同社 常務執行役員 ASEAN 地域責任者 Mitsubishi HC Capital Asia Pacific Pte.Ltd. CEO & Managing Director 2022年 4月 当社 監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	大澤 和也 おおさわ かずや (1974年3月17日生)	1996年 4月 ダイヤモンドリース株式会社 入社 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2012年 4月 同社 国際部 企画グループ 部長代理 2014年 1月 PT. Takari Kokoh Sejahtera 出向 2017年 5月 三菱UFJリース株式会社 企画部 事業企画グループ 部長代理 (現 三菱HCキャピタル株式会社) 2017年 10月 同社 リスクマネジメント統括部 オペレーショナルリスクグループ 部長代理 2023年 4月 三菱HCキャピタル株式会社 リスクマネジメント統括部 オペレーショナルリスク管理室 室長 (現職) 2023年 6月 当社 監査役 (現職)
監査役 (非常勤)	炭竈 和浩 すみかま かずひろ (1960年8月27日生)	1984年 4月 安田火災海上保険株式会社 入社 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2010年 4月 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社 常務取締役 (現 SOMPOアセットマネジメント株式会社) 2015年 4月 安田企業投資株式会社 代表取締役専務 2017年 6月 同社 代表取締役社長 2018年 9月 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 投融資部 特命部長 (現 損害保険ジャパン株式会社) 2019年 2月 Mysurance株式会社 常勤監査役 2021年 4月 オートビジネスサービス株式会社 監査役 (現職) SOMPOデジタルベンチャーズ株式会社 監査役 (現職) 2021年 6月 当社 監査役 (現職)

(注) 監査役の西田政夫、炭竈和浩の2氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

従業員の状況

(2025年7月1日現在)

会社の概況と組織

■ 現状

従業員数	88名
平均年齢	50.3歳
平均勤続年数	11.7年
平均年間給与	8,192千円
女性管理職比率	20.5%
男性の育児休業取得率	100%
男女間賃金格差	88.1%

- (注) 1. 上記については、2025年3月31日現在で記載しております。
2. 従業員数は社外から当社への出向社員および契約社員を含み、当社から社外への出向社員および休職者を含んでいません。
3. 平均年齢および平均勤続年数は小数点第2位を切り捨てて小数点第1位までを表示しています。
4. 平均年間給与は賞与を含みます。
5. 平均年間給与および男女間賃金格差は、給与体系の異なる当社への出向社員を除いて表示しています。
6. 男女間賃金格差は男性労働者の賃金平均に対する女性労働者の賃金平均を割合で示しています。

■ 採用方針

少人数で効率的な業務運営を行うことを目標とし、創業以来現在まで原則として新卒採用を行わず、即戦力となる人材の確保を優先しています。

■ 研修・教育制度

当社は、評価制度とのリンケージを強化した一連の人材育成施策を運用しております。
この一環として、計画的な外部セミナーの受講や資格取得、コンプライアンス等研修への参加を積極的に行っております。
また、損害保険のプロ・専門性集団として、保険の知識、部門固有の高度な知識やスキル、社会に通用する専門性を持った人材の育成をしております。

■ 福利厚生制度

以下の制度があります。

- ・ 社会保険（健康保険、厚生年金保険、雇用保険、労災保険）
- ・ 育児休業制度
- ・ 団体長期障害所得補償保険（GLTD）
- ・ 介護休業制度
- ・ 退職金制度
- ・ 財産形成貯蓄制度
- ・ 企業年金基金制度
- ・ 三菱ＨＣキャピタル従業員持株制度
- ・ 慶弔金支給制度
- ・ 育英資金支給制度 など
- ・ 特別弔慰金・見舞金支給制度

■ 健康経営に関する取組み

- ・ 健康経営優良法人2025（中小規模法人部門）
経済産業省が設計し、日本健康会議がその認定を行う「健康経営優良法人認定制度」において、「健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)」に4年連続認定されました。



- ・ 健康優良企業～銀の認定～
2025年、健康保険組合連合会東京連合会が運営する「健康優良企業～銀の認定～」に5年連続認定されました。
(認定番号：健銀第1468号(4))



会計監査人の状況

■ 会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

保険会社およびその子会社等の概況

■ 保険会社およびその子会社等の主要な概況

当社は現在、子会社を有しておりません。

キャピタル損害保険の現状 2025

2025年7月発行

キャピタル損害保険株式会社

KK0001 2507-01

キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル11階

Tel:03-5276-1391 Fax:03-5276-0098

URL <https://www.capital-sonpo.co.jp/>